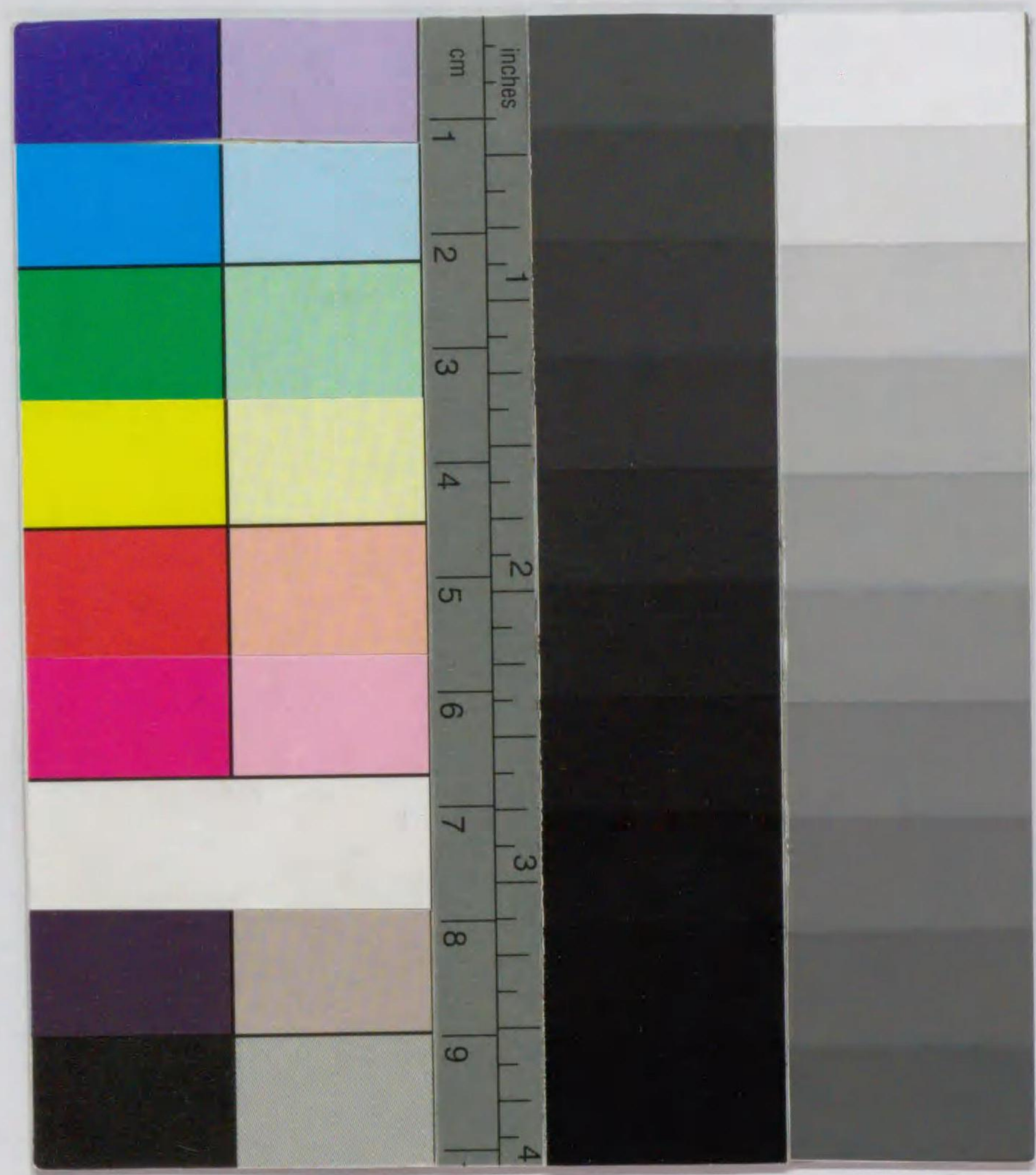
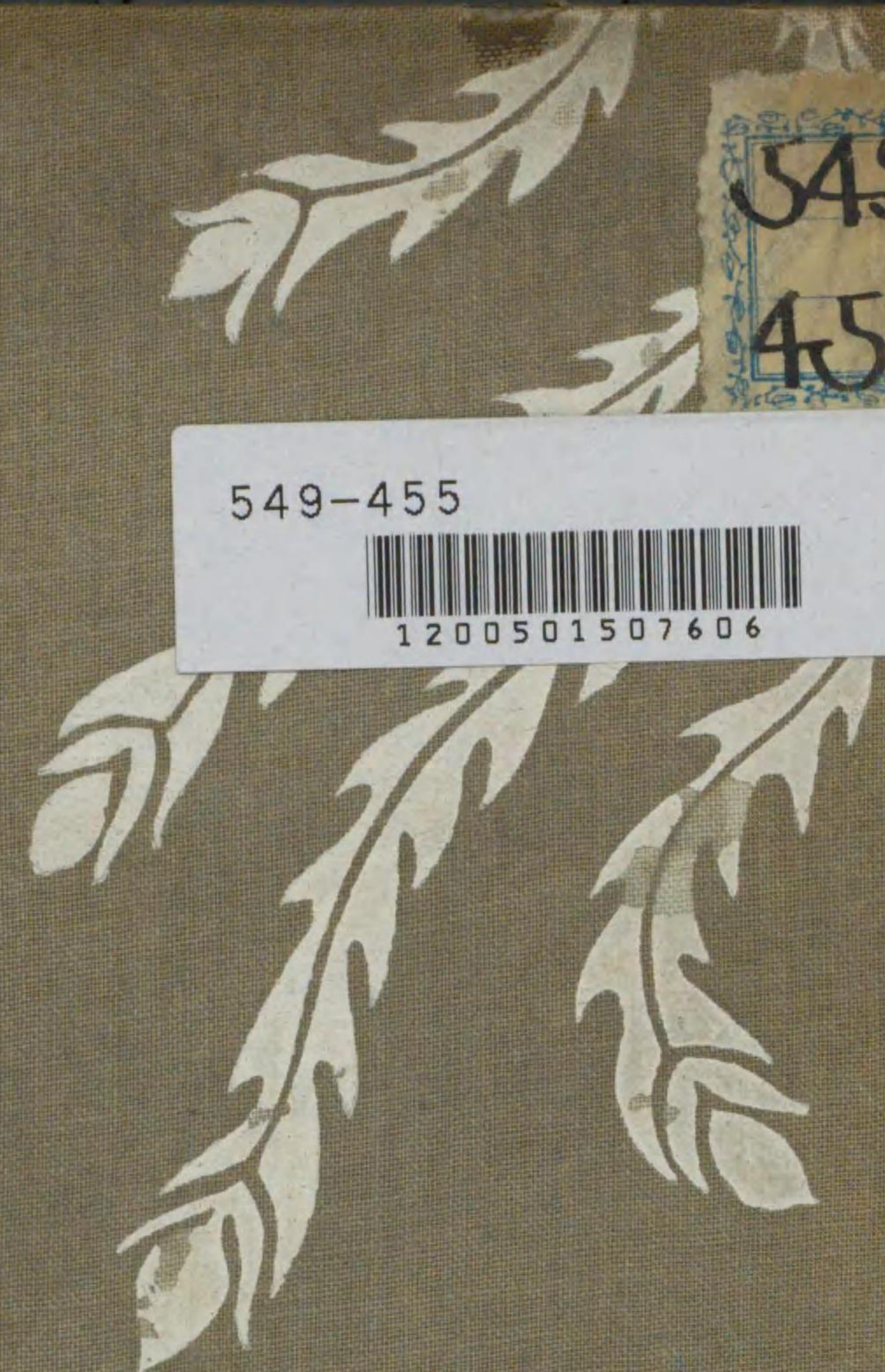


549
455

549-455



1200501507606



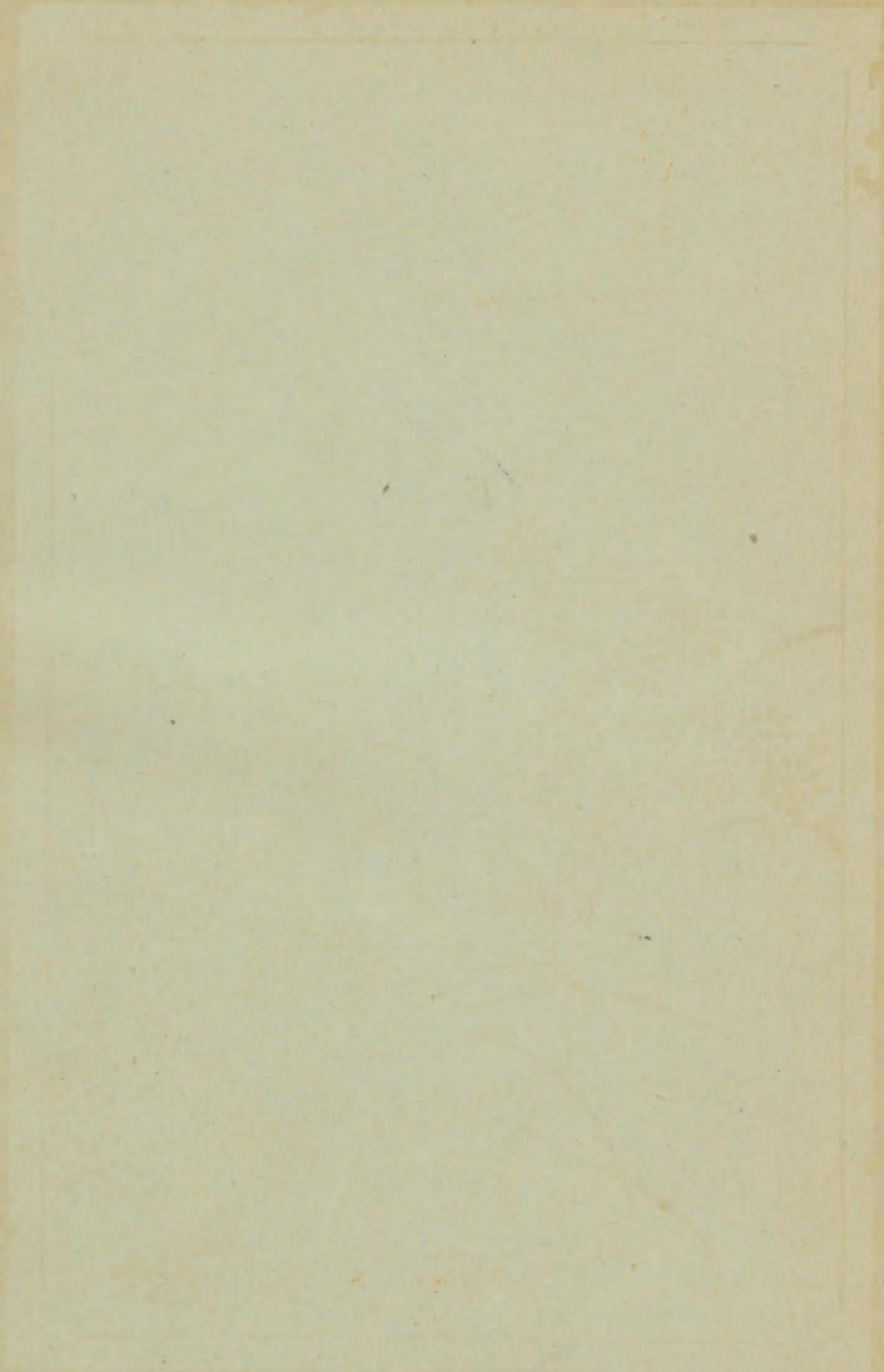
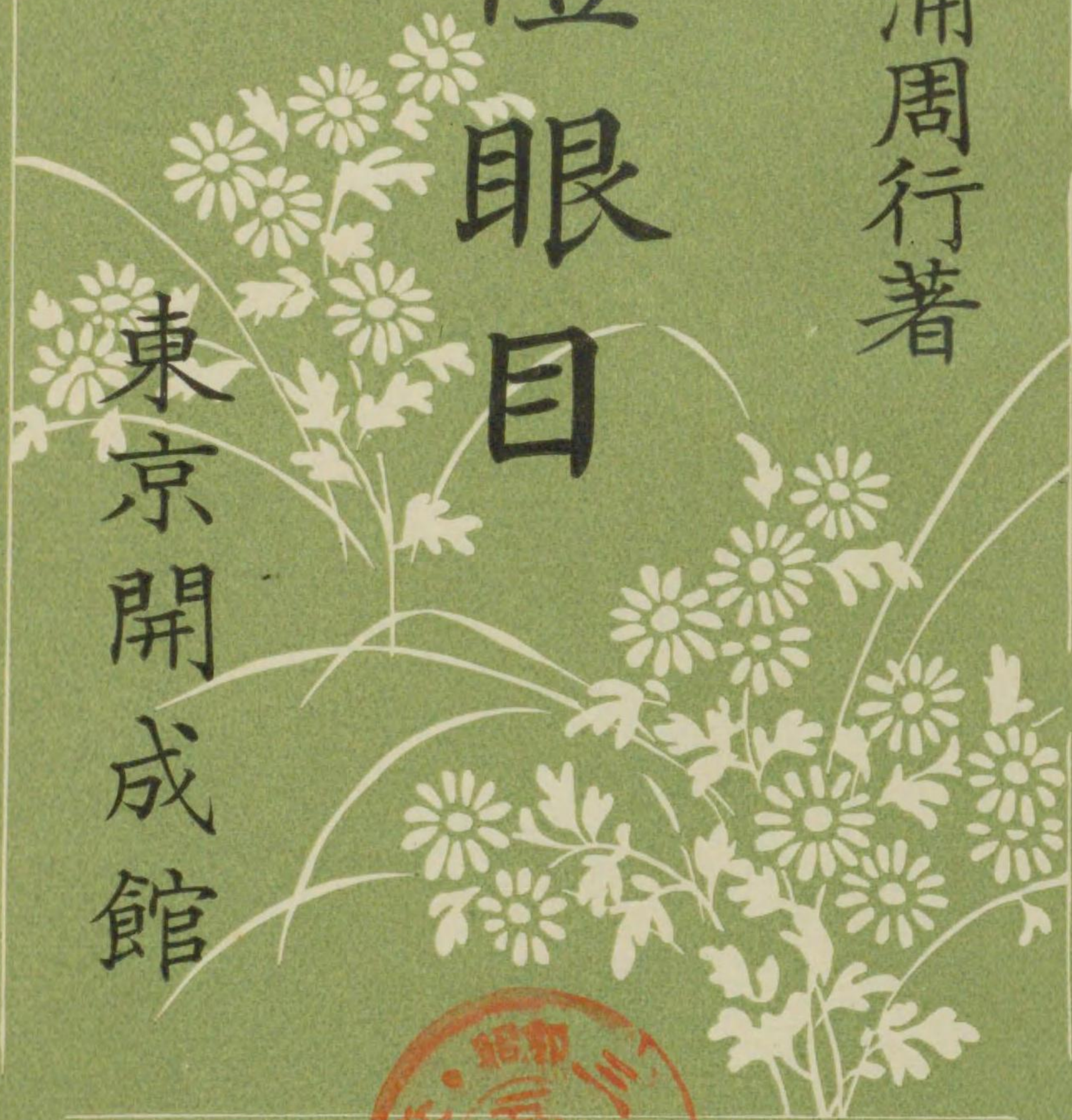





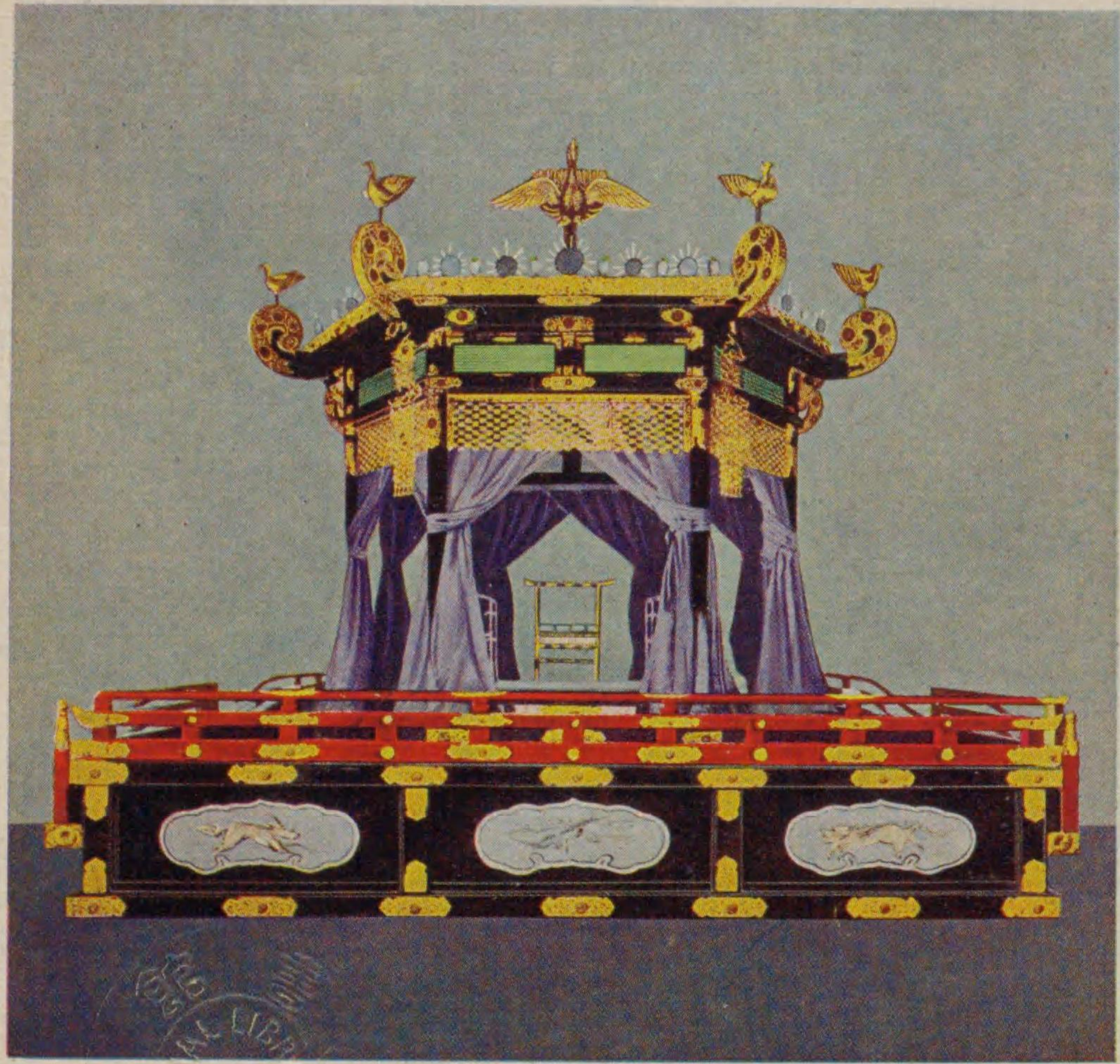
文學博士三浦周行著

大禮眼目

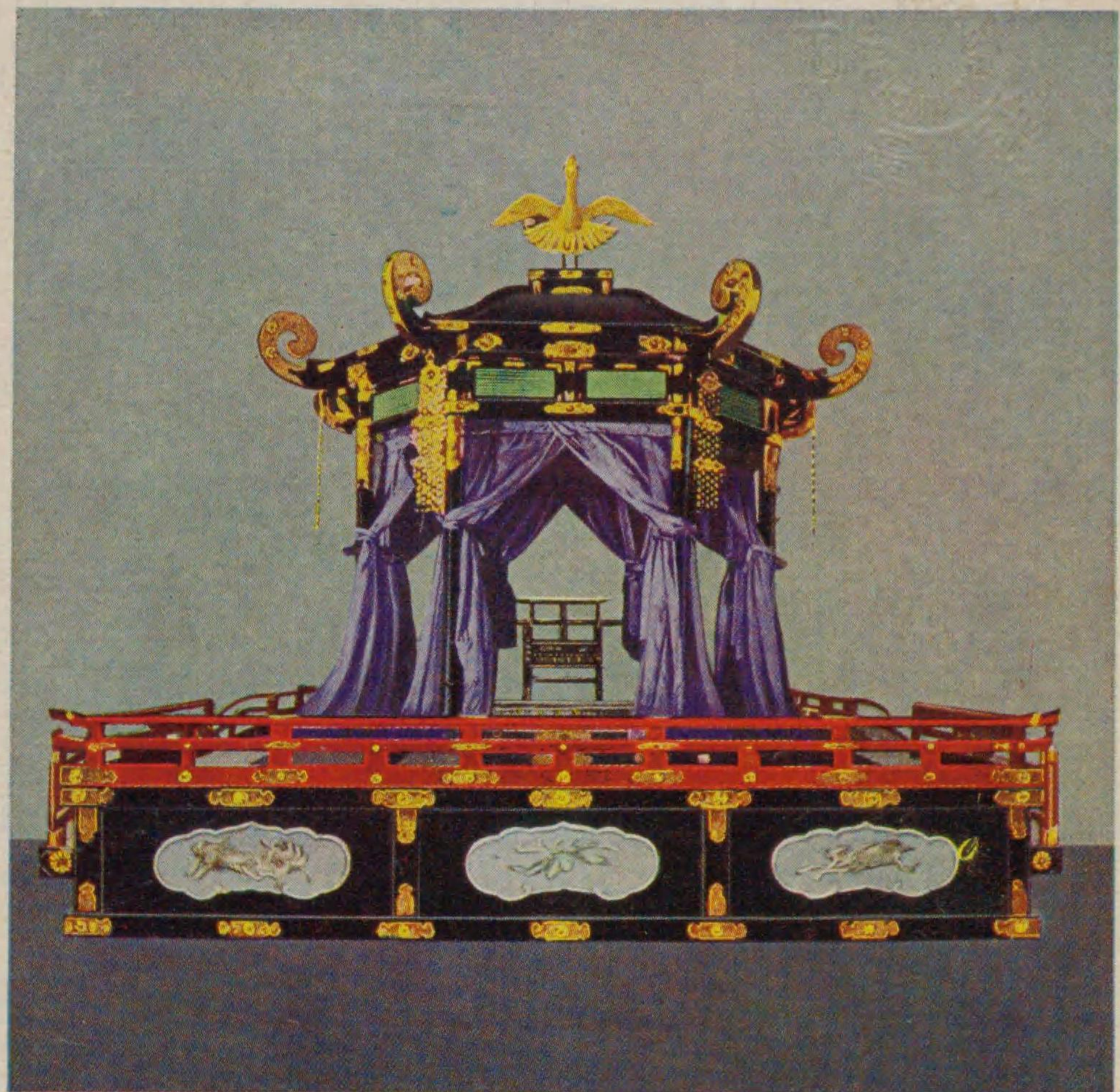
東京開成館







高御座



御帳臺

はしがき

國民のすべてが、一日千秋の思をなしつつある今上陛下の御一代に一度擧げさせらるる御大禮の時期は、いよいよ近づきつつある。その御儀の莊重嚴肅なる中に、何ともいへぬ君民間の親みを漂はせる微妙のものがある。それこそわが國體の縮圖であつて、外人の到底味得し難いところであらう。

是時に當つて、國民の中には、古制に溯つて、仔細にその由來沿革を究めようとするものもあらうが、また手短にその

要領を得ようとするものも少くあるまい。大正天皇の御大禮の際に、私は『即位禮と大嘗祭』一冊を公けにしたが、一般の讀者に取つては、やや詳説に過ぎるかと思はるるから、先きに大阪毎日新聞社の需があつたのを幸ひ、今度は出來得るだけ簡単に且つ平易に、この歴史的典儀の精神と要綱とを傳へようと聊か工夫を凝らして、新春の大阪毎日および東京日日の兩紙上に連載した。爾來各地の教育會、神職會、その他の教化團體および個人から續續と一部の小冊子に纏めるようにとの申出を受けたから、今回全編に通じて修正を加へた上、登極令を附録として發行することとした。

もしも何程か御大禮に關する國民知識の普及に寄與することが出來たならば、私の本懐これに過ぎない。

昭和三年七月

三 浦 周 行

京都行幸以下諸儀期日

京都に行幸の儀	十一月六日	即位禮及大嘗祭後大饗夜宴の儀	同 七日
賢所春興殿に渡御の儀	同 七日	即位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀	同 二十一日
即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀	同 十日	即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀	同 二十三日
即位禮當日賢所大前の儀	同 日	即位禮及大嘗祭後仁孝天皇山陵孝明天皇山陵に親謁の儀	同 二十四日
即位禮後一日賢所御神樂の儀	同 十一日	即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀	同 二十五日
神宮皇靈殿神殿竝官國幣社に勅使發遣の儀	同 十二日	東京に還幸の儀	同 二十六日
大嘗祭前一日鎮魂の儀	同 十三日	賢所溫明殿に還御の儀	同 二十七日
大嘗祭當日神宮に奉幣の儀	同 十四日	東京還幸後賢所御神樂の儀	同 二十八日
大嘗祭當日賢所大御饌供進の儀	同 日	即位禮及大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀	同 二十九日
大嘗宮ノ儀 <small>(悠紀殿供饌の儀 主基殿供饌の儀)</small>	同 十四日より 十五日に互る	還幸後皇靈殿神殿に親謁の儀	同 三十日
即位禮及大嘗祭後大饗第一日の儀	同 十六日		
即位禮及大嘗祭後大饗第二日の儀	同 十七日		

目次

一 緒言	一
二 沿革	四
三 制度	八
四 京都と大禮	一五
五 大禮前儀	二
六 即位の禮	三四
七 大嘗祭	四五
八 大禮後儀	五五

目次

目次

九 結 語…………… 二

附録 登極令…………… 六

附録 登極令

大禮眼目



言

文學博士 三浦周行著

本年の秋、京都において行はせらるる御大禮は、今上陛下御
 一代一度の御慶事であるから、皇室の御事といへば、さながら
 我家のことの如くに思ふ國民の均しく御喜び申上ぐべきこ
 とといふまでもない。この御大禮には我國體に取り、國民に取
 つて深長なる意義がこもつてゐる。彼の「豊葦原瑞穂國は吾

緒言

子孫の王たるべき地であるから往いて治らせしと天照大神の仰せられてから幾千年、皇統連綿としてこの國土に君臨したまうただけに、皇位の御繼承は古くより天つ日繼の業と申し、御歴代最手重く扱はれてゐる。しかし皇室ばかりでなく、臣民の家もまた古くから打續いて、祖先以來直接間接に皇運を翼賛し奉つたのであつて、國體の精華は實にこの特殊な君民關係に萌してゐる。しかしてこの御大禮は、即位の禮において、天皇陛下が君民同治の大義に基かせられ、新たに皇位に即きたまうたことを公式に國民へ御告げになつてその扶翼を望ませらるるものであり、大嘗祭では、天皇陛下が御親ら天照大神をはじめ奉り、天神地祇を御祀りになるのであつて、

それらの神神の中には、皇室と共にわれ等臣民の祖先も交つてをり、またその節には國民の基本的食糧たる當年の新穀を神饌として御供へになると同時に、天皇にも聞食さるるが、それに引續いて行はるる大饗では新穀を以て造られた酒饌を群臣に賜はるといふ御親み深きものである。

さればこの御大禮は天皇統治の御目出度き門出であらせらるると共に、また臣民に取つては新帝治下の國民の門出でもある。換言すれば、前後數日にわたつて行はるる御大禮こそは、實に古來の君民關係の縮寫でもあり、不變の國體の縮圖でもある。國民として一生の中にこの盛儀に遭ふは無上の光榮と申すべく、津津浦浦に至るまで一様に、心からその吉き

日を御祝ひ申上げると共に、幸多き新帝の御治世を幾千代かけて壽ぎ奉るべきである。

二 沿革

この御大禮は、時代によつて沿革がある。先づその起源は何時のことかと申すに、御即位の禮は神武天皇より初めて御歴代に行はれたこといふまでもない。只昔は天皇の御踐祚と共に御即位の禮を擧げられたものであるが、後には御踐祚の後に日を隔てて御即位の大禮が行はるることになつてきた。それが恰も中世の英主で京都に都を御奠めになつた桓武天皇の時からである。天皇は光仁天皇から御譲りを受け

たまうて、御踐祚になつてから十二日目に改めて御即位の禮を行はせられた。これが後に御歴代の恒例となつて、踐祚の後に何程か歳月を隔てて御即位の禮が行はるることとなつたのである。

大嘗祭は古來大嘗會と稱へられて「ダイジャウ」と音で呼ばれてゐるけれども、古くは「オホニヘ」とも「オホムベ」とも申したものである。わが國民は古來米を常食としてゐるところから、農業が重んぜられ、御歴代毎年二月穀物の豐饒を御祈りになるのが祈年祭であつて、十一月新穀を天神地祇に御供へになつて御祈りなされ、御自身も聞食さるるのが新嘗祭である。その新嘗祭を天皇の御即位の後、御一代御一度の大祀として

行はせらるるのが即ち大嘗祭であるから、古くはこれも新嘗祭と稱してゐたことがあり、また御即位後は必ず行はるるか踐祚大嘗祭ともいつた。神代の昔においても、天照大神が大嘗を聞食す大殿があつたと傳へらるるを見ても、その由來の久しいことが偲ばれよう。而して多くの祭祀のあるが中に、此の祭だけが選ばれて御即位の後に行はるるは何故であるかといふに、皇孫瓊杵尊の高天原より降臨の時に、天照大神が葦原の千五百秋の瑞穂國は吾御子の知らさん國と仰せられて、齋庭の稻の穂を御授けになつたから、皇孫は日向の高千穗宮に天降りましてから、悠紀主基の國を卜つて御定めになつて、齋庭の稻を採つて大嘗を行はせられたと傳へら

れてゐる(中臣壽詞)。されば後の天皇は天祖の神助によつて皇位に即かせらるると共に、皇孫に倣はせられて、斯くは大嘗を行はせらるるのである。

この御大禮は皇室の御盛衰に伴つて沿革があつた。南北朝時代となつてからは、御踐祚後一年以上三年も経てから御即位が行はれてゐる。それが更に足利の季世、いはゆる戰國時代になつてくると、皇室の御式微は申すも愚かで、後奈良天皇には御踐祚後十年、後柏原天皇には同じく二十一年目に漸く形ばかりの御即位の禮を御擧げになつたといふ實例もある。それはまだしも大嘗祭に至つては後柏原天皇から靈元天皇までの間、實に二百二十餘年間中絶して行はれなかつた。

東山天皇の時に靈元上皇のありがたき思召を幕府が協賛し奉つて再興して以來、また行はれ出して今日に至つたのである。

三制度

御大禮に關する古來の制度は、一般の制度と同じく固有の作法と支那の古禮の影響を受けた制度とに分つことが出来る。神武天皇以來の御作法はもとよりよく傳つてをらぬけれども、齋部家の古傳説と思はるる古語拾遺には、檜原の都において正殿の設備が出来ると、日臣命が久米部を率ゐて矛盾を造り備へ、天富命が齋部を率ゐて天璽鏡・劔を捧持して正殿

に奉安した殿祭を行つてから宮門を祭り、しかる後物部が矛盾を立て、大伴・久米が仗を建て、門を開いて、四方の國を朝せしめ、天位の貴きを觀させたとある。その威儀の盛であつたこと、この古傳説でも偲ばれぬこともないが、後世より見れば、概して御質素な原始的なものであつたらう。中世以後文物燦爛たる隋唐の制度に倣つて行はれた盛大な御儀式に當つても、天皇の詔には、現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子尊王臣百官人等天下公民諸聞食止詔云云と仰せられてゐた。これなどは上古の御即位の禮において天皇の御座所なる高御座を取り巻いて宸儀を仰いだ皇族・臣民の大群集に向つて玉の御聲朗かに仰せ出された名殘を傳へて

あるものと思はれる。

天智天皇が孝徳天皇を御助けになつて大化の改革を行はせられ、後に皇位に御即きになつてから、所謂近江朝廷の令を御制定になつたのが大寶令の起りになつてゐる。天皇はわが國古來の氏族制度の弊害を先進文明國なる支那の制度を採用して矯正されようとしたものであつて、確に劃期的な大業を成し遂げたまうた中興の英主であらせらるるから、中宗とも申上げ、後の御歴代に統治の模範を垂れたまうたものである。故に御歴代の御即位の詔なる宣命の中にも、先帝から天智天皇が天地と共に長く、日月と共に遠く變るまじき常の典、即ち不變の永典として御立てになつた法制に基づいて統

治を行はるるやうにとの御遺勅であつた趣きを載せらるるのが恒例になつてゐる。爾來奈良朝を経て平安朝までは、唐風そのままの禮儀が行はれて一大壯觀を極めたのであつたが、桓武天皇が平安の都即ち今の京都に御遷都になつてより以來のわが國民は、次第に前代の外國文化の心醉から目醒めて來て、日本独自の文化の發展を見ることとなつた。その影響は制度の上にもあらはれて、律令の修正が行はれ、これまで支那法の模倣のために排斥された固有の慣習の復活をも見るに至つたが、御大禮に關する制度もまた支那の禮制採用以外に、わが古禮を保存することとなつて來た。嵯峨天皇の時に内裏式が出来、清和天皇の時に貞觀儀式が出来たのが即ち

それである。これらは醍醐天皇の時の延喜式と共に、わが國の儀式に關する最大の權威であるが、別して貞觀儀式中の御即位大嘗祭に關するものは永く後世の典據となつてゐたものであつて、たとひ時代によつて多少の修正はあつたにしても、何れもこれに則られぬものはなかつた。この貞觀儀式を大體から見ても感ずることは、下にも説くが如く、御即位の禮においては、主として支那の制を採られ、大嘗祭においては、日本固有の儀式を保存するに最も深く意を用ゐられてゐたと認むべき點である。

その後御大禮に關する制度を御定めになつたのは、外ならぬ明治天皇にましました。天皇は明治二十二年に國家永遠

のために容易に變るまじき憲法を御制定になつたが、それと共に皇室の御爲めにも皇室典範を御定めになり、また明治四十二年には皇室令の第一號として登極令を御公布になり、踐祚即位の禮および大嘗祭について巨細に御規定遊ばされた。申すも畏き事ではあるが、天皇はある意味において歴史上天智天皇と相竝ばせらるべき御方におはします。只天智天皇は支那の法制を御採用になつたのに對して、明治天皇は泰西の文物制度を御取入れになつて維新の大改革を遊ばされた相違はあるが、何れにしても國家萬世のために永く則るべき軌範を御殘しになつた點においては御同様にあらせられる。これ迄の御歴代が天智天皇の御殘しになつた永典に則つて

統治を行ひたまうた如く、明治天皇以後の御歴代におかせられては、天皇の御示しになつた宏謨に基づく統治を大御心にかけさせらるべきことと拜察し奉るのである。

明治天皇は登極令において、泰西諸國の戴冠式等の制度を御模倣になつてをらぬばかりか、これ迄の御即位の禮に混入してゐた支那風の衣裳や作法等を御排斥になつて、つとめてわが國風に復されようとなされたやに窺はれる。大體において平安朝以後の古風を御採用になつてゐるのは、太古の事實のよく傳はらぬことと、独自の文化の發展との二つの理由によられたものと拜察さるるが、その中にも御式場に立つ御旗に太祖神武天皇の御創業に因んだ模様を現はされ、また御

大禮の前後において神武天皇の御山陵に御報告御親謁の儀をも御定めになつてゐることは昔の御大禮にかつてなかつたことであつて、報本反始の深き叡慮に出でたことであらう。

四 京都と大禮

御大禮を御舉行にならせらるる場所は皇室典範に「即位ノ禮及ビ大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と御記しになつてゐる如く、永久に京都の地において行はせられる。獨り御大禮が京都で行はるるばかりでなく、大嘗祭に天神地祇に御供へになる新穀を作るべき齋田の如きも、明治天皇の大嘗祭には甲斐國が悠紀地方、安房國が主基地方で、何れも東京を中心にし

て定められたやうであるが、登極令には京都以東以南を悠紀の地方とし、京都以西以北を主基の地方とすとあつて、御大禮の行はるる京都を中心と定められてゐるから、御大禮だけはさながら京都がなほ都であるかの如き感じがせぬでもない。それについて何故帝都が東京にあるにも拘らず、京都をもつて御大禮御舉行の地と御定めになつたかといふに、明治天皇の深遠なる聖慮の程はもとより測り知るべきところではなく、兎角の臆測を廻らすは、なかなかに尊嚴を瀆すことともなつて恐れ多き次第であるが、只私の一家言を述べて見よう。

明治天皇には京都にて御降誕になり、京都にて御成長遊ばされただけに、東京に移らせ給うた後までも、恐れながら京都

の地に對する御執着は一方ならぬやに拜せられ、京都の盛衰について深く御軫念あらせられたもので、京都の市民にも一再ならず優渥なる天恩に浴せしめたまうたが、ある時側近のものが、餘り御政務に御いそしませられて聊か玉體に御疲勞を覚えさせたまふを拜して、京都への暫しの行幸を言上におよぶと、天皇には朕もしか思はぬではないが、朕は京都へ参ると去り難くなるから先づ見合せに致さうと仰せられたやうに洩れ承はつてゐる。もとより事實のほどは保證し兼ねるとはいへ、天皇が如何に京都に御愛着遊ばされたかを窺ふべきはこの一事だけに止らなかつたやうである。さりながら天皇御即位の禮こそ京都で行はせられたものの、大嘗祭は

東京吹上御苑で御舉行になつてゐる。不世出の英主であら
 せられた明治天皇が、かかる御私情のために國家萬世の規模
 を御定めにならうとは思ひもよらぬ。申すまでもなく、古來
 帝都はしばしば改まり、甚だしきは御代替りと共に遷都の行
 はれた世さへあつたが、京都程長期に互つて帝都であつて、今
 尚昔の規模を存してゐるところは他に一つもない。しかの
 みならず桓武天皇がこの都を御見出しになつたのは、ここで
 政治上社會上の大改革を行はれて日本独自の文化を建設せ
 られんと、の深き思召からであり、御歴代も相承けてその實現
 に御つとめになつた結果、王朝の黄金時代といはるる延喜天
 曆の盛世ともなり、日本文化の基礎が確立されたのは平安遷

都後の出來事でないものはない。その後武家が東國に起つ
 たけれども、京都に朝廷があつたればこそ武力をもつて皇室
 を警衛し、國家を安泰にするために、士道を磨き、兵力を強くす
 るに力めたのである。この一千百年の歴史を有し、わが文化
 の上に永久不磨の偉績を擧げた京都を、古都の代表として御
 大禮御舉行の地に定められ、その期に臨んで新帝が百官臣僚
 を率ゐたまうて、ここに御一代一度の盛儀を擧げられ、國民と
 共に光輝ある歴史を回顧して一層皇運の將來を祝福させら
 れようとするのではあるまいか。登極令において悠紀主基
 地方を京都中心に定められたことといひ、御大禮の装束を東
 帶に定められたことといひ、平安朝に出來た舊制によられた

點の少からぬことも、又一層この欽定の意義を深くさせる感がないでもない。

何れにしても、京都は明治天皇の御英斷によつて永久に古帝都としての光榮を失はないことが出来たばかりか、ある意味においては、今なほ帝都の延長であるかの感を起こさせるに至つた。殊に明治天皇が京都で即位の御大禮を行はれたのは、六十年前の戊辰の年であつたが、爾來歲月が流れて、同じ戊辰の今年、今上陛下がまた御大禮を同じ地で御舉行になるといふは、重ね重ね御日出たい事である。帝政時代の露國皇帝の戴冠式が、その帝都たるセント・ピーターズブルグで行はるる代りに、古都たるモスコイで行はれたのは、またその歴史

を尊重したものであつて、多少の似通うた點がないとはいへぬ。京都が御大禮の都と定められた時には、これをも考慮されたらしいが、モスコイは決して千百年の帝都であつたところのわが京都に比すべきではなく、否、露國當時の帝室そのものはまたわが皇室と國民との特殊の關係にくらぶべくもない。かつ西洋諸帝國の戴冠式が宗教的儀式の下に僧正によつて主宰され、殊に帝位につくべき新帝が僧正によつて臣民の承認を求められて後、その式を擧ぐるが如きはわが御大禮の本質と多大の逕庭があることといふ迄もない。

五 大禮前儀

昨年十二月二十五日で諒闇が明けたと同時に、直に御大禮の事務を開始するのために大禮使なる臨時の役所が宮中に出来た。尤も諒闇中といへども大禮準備委員會が設けられてその準備を進め來つたのであつて、その委員はやがてまた改めて大禮使の職員にも任命されたのである。

御大禮を行はせらるる時期は登極令にも即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フとの御規定があるから、諒闇の期が満ちた後の秋冬の交であることは知れるが、その月日は別段御定めがないから、大禮使においてこれを審議して勅裁を仰いだ上で發表せられたのである。それについて貞觀儀式には、御即位の禮が七月以前に行はれた場合は年内に大嘗

祭を行はれ、また八月以後に行はれた場合は翌年に大嘗祭を行はれることとなつてゐたが、これは先帝の御在世中に讓位の行はれた場合の事である。しかしてこの御在世中の御讓位といふことは皇室典範で最後を告げることとなつたから、その後御踐祚といへば必ず先帝崩御後に限られる。ゆゑに御即位の禮は兎も角國家の大祀たる大嘗祭は必ず諒闇明を待つて行はれなければならぬ。只昔は御即位の禮と大嘗祭との間には概して相當間隔があつて、一年二年から長きは八年にもおよんだ場合があり、明治天皇の如きも、明治元年に御即位の禮を擧げられてから、三年を経て明治四年に大嘗祭が行はれてゐる。これは當時國事御多端の爲めではあつたら

うが、餘り御早い方ではなかつた。しかし登極令の如く即位の禮も大嘗祭も共に同年の秋冬の間に行はせられることに定められ、しかもその間僅に數日を隔つるに過ぎないのは未だかつてその例がない。これは東京から京都へ行幸になつて御舉行あらせらるる御關係から餘儀なき御事であらう。期日を御定めになる方法は登極令に見えぬが、昔は御即位には日時定めの儀式があつて、陰陽寮の勘文に基づき、辨官から取調べて申上げ、それについて諸卿の議定があつて後勅裁で定められたものである。上古は只よき日を選ばれたのを、中古から干支の吉例に合つた日を選ばれた中にも、古來の名君と稱へられたまふ桓武天皇、後三條天皇が辛卯の日に御即位

位になつたことは後の世まで佳例としてあやかられたことである。大嘗祭は神祇令からして十一月の下の卯の日に行はるることになつてゐる。もし下旬の中に卯の日が三日ある場合は、中の卯の日を取り引續いて辰巳の兩日に大嘗祭の悠紀主基の節會が行はれ、午の日には豊明節會が行はれた。大嘗會とは、即ちこの節會を主として呼ばるる名稱である。期日が定まれば、一面には一般國民に對して御發表になり、他面にはまた天皇御親ら賢所をはじめとして皇靈殿・神宮・御奉告にならせられ、神宮・神武天皇の山陵および前帝御四代の山陵に勅使を御發遣になつて奉幣をおさせ遊ばすのである。これが即ち昔の御即位由の奉幣、大嘗會、大奉幣、同由の奉

幣ヘイおよび山陵使サンリョウツカヒの御發遣ゴハツケンに相當サウタウする。この國民への御公告ゴコウコクと賢所カシドコロその他への御奉告ゴホウコク御奉幣ゴホウヘイは御大禮ダイセイの大精神ダイセイシンの發露ハツロであるから、御大禮の第一着手チヤクシユとして最も意義イギが深い。ゆゑに國民への公告コウコクには宮内大臣クニノナリが國務大臣コクムダイと連署レンシヨで發表ハツベウされ賢所カシドコロ皇靈殿クワウレイデン神シン殿デンの御奉告ゴホウコクは天皇クワウツクが御束帶ゴソクタイに黃櫨染コウジセンの御袍ゴハウを御召ゴメカになつて、皇后クワウコウと共に皇族クワウツク臣僚シレウを率ヒキゐさせられ、最も嚴肅ゲンシユクに晴ハレの御儀式ゴギシキを行はせられ、神宮ジンクウその他山陵タサンリョウへの勅使チヨクシの發遣ハツケンの御儀式オンギシキも天皇御親オンミツカら出御シユツゴになつて、幣物ヘイモノを御覽ゴランの上、御祭文ゴサイモンを勅使チヨクシに御授ゴサツけになつて勅語チヨクゴをさへ賜タマはる程タマの御鄭重ゴテイチュウさである。賢所カシドコロ皇靈殿クワウレイデン神シン殿デンはいはゆる宮中の三殿であつて、賢所

は宮城吹上御苑フキアゲゴエンの東南に建てられ、三種サンシュの神器シンキの隨ズキ一たる神鏡キンキョウを神宮ジンクウに擬ギせられて宮中で御祭りになつてゐるもので、温明殿オンメイデンとも申し上げるが、昔ムカシから普通フツウには内侍ナイシと申す女官メカドが常侍奉仕ジョウボウシするところから内侍所ナイシドコロとも申上げてゐる。三種サンシュの神器シンキの中で神鏡キンキョウは古くから別殿ベツテンに祀マツルられるが、劔璽ケンジは晝夜チュヤとも天皇の御座ミマに近く奉安ホウアンされる。皇靈殿クワウレイデンは賢所カシドコロの西に接セツして建てられてつて、神武天皇ジンムテンノウ以來の御歴代ゴレキダイおよび皇后クワウコウ皇妃クワウヒ皇族クワウツクの御方方ミカタカタの御靈ミタマを祀マツルられてゐる。これは昔はなかつたものであるが、明治天皇メイジテンノウの思召オボシメシから御建てになつた。尤も最初モットは只御歴代ミタマの皇靈クワウレイに限られてゐたのを、明治十年に皇后クワウコウ皇妃クワウヒ皇族方クワウツクガタを御合祀ゴガツシになつたのである。次ぎに神殿カミデンは天神地祇テンシンチキ

を祀らるるところで、賢所の東に接して建てられてゐる。これは皇靈殿よりは後れて、明治二十二年に初めて御建てになつた。

山陵について、昔は近陵・遠陵の制があつて、時代によつてその廢置があつたけれども、獨り天智天皇の山科陵のみは除かれなかつた。しかるに登極令から前四代の山陵は時時加除はあつても、神武天皇の畝傍山東北陵は永久に御加へになることとなつたのは、即ち太祖に對せらるる御大孝の思召からと拜察する次第である。

大嘗祭に神饌として御供になる御米を作る齋田は、京都を中心としてその以東以南に悠紀の地方、以西以北に主基の地

方が定めらる。悠紀・主基の語の起こりについては、古來諸説があるが中に、悠紀は忌清、主基は濯清で何れも清淨の義であらうとの説が、すべての神事が潔齋を重んずる中でも、大嘗祭は特に大祀のことでもあるだけに、最も合理的と看做されてゐる。

昔は主基は西國であつたが、悠紀には東國も西國もあつた。延喜以來近江が悠紀に、丹波もしくは備中が主基となることと定つてゐたのを、登極令で、汎く京都の以東以南、以西以北と定められたのである。

同令には、其ノ地方ハ之ヲ勅定スとあつて、その附式に齋田點定の儀が載つてゐるが、昔は國郡卜定の儀といつて、神祇官

の官人たるト部がトつて定められたものである。トの法は神代の太占の法によつて鹿の肩骨を波々加といふ木で炙つて、そこに現れる割れ目でトつたもののやうであるが、後に支那より龜卜の法が傳はつてから、龜の甲を用ゐるやうになつた。登極令には點定とあつてト定とはないが、大正天皇の大嘗祭には吉田家の舊臣鈴鹿正静氏が御用を承はつて、古式でトつた上、悠紀地方は愛知縣に、主基地方は香川縣に定められた。此度も同じ方法で、悠紀地方は滋賀縣、主基地方は福岡縣に定まつたのである。

この兩地方が勅定になると、宮内大臣が當該地方長官に管内における齋田を定め、その祓式から播種式、御田植式まで悠

紀主基兩地方長官の監督の下に行はれ、その地主即ち太田主から新穀を納めさせる手續を取らせる。

稻の實る頃になると、勅使が派遣され、地方長官、村長、地主等が立あつて齋田で拔穂の式が厳かに行はれる。この勅使を昔から拔穂使と申してゐる。その新穀は京都の大禮使出張所に納められる。

いよいよ御大禮の期日が近づくと、天皇陛下は皇后陛下と御同列で東京宮城を出御になつて、京都へ行幸にならせられ、京都の皇宮に入らせられる。いつもの行幸には劔璽のみ御同列であらせられるが、賢所まで御同列と申すことはこの度の行幸に限ることであつて、出御前賢所は御車に乗御になる。

たからである。それと同じ理由で、北朝の御歴代も皇位を御認め申し上げぬが、その最後の天皇にて南北合一後皇位に備はらせられた後小松天皇には合一前すでに北朝において神器なくして御踐祚御即位になつてゐたけれども、御在位を認めず、合一後、南朝の後龜山天皇から神器を受け給うた元中九年閏十月五日をもつて御登極の日と定むべきである。

六 即位の禮

かくていよいよ御即位の禮を行はせらるることとなるが、順序として當日は先づ勅使を御派遣になつて、東京の宮城内の皇靈殿・神殿に奉告させられる。京都の皇居では、早朝から



賢所の奉安されてゐる春興殿の御裝飾があつて、兩陛下が親しく御拜禮になり、天皇陛下には御告文を奏したまひ、次いで皇后陛下の御拜禮、皇族各殿下の御拜禮があつてから、兩陛下には入御になるのである。これは天皇御親ら御大禮を擧げさせたまふことを天祖に御奉告になるのであるから、この上もない莊嚴な御儀式である。當日は神宮を初め、全國各神社において中祭を執行して大御世を祝福することとなつてゐる。

御即位の禮は古く大内裏のあつた頃は、天皇の政事を見そなはず正殿であつた大極殿で行はれたものであるが、冷泉天皇の時に略式で、内朝の正殿なる紫宸殿で行はれ、後三條天皇

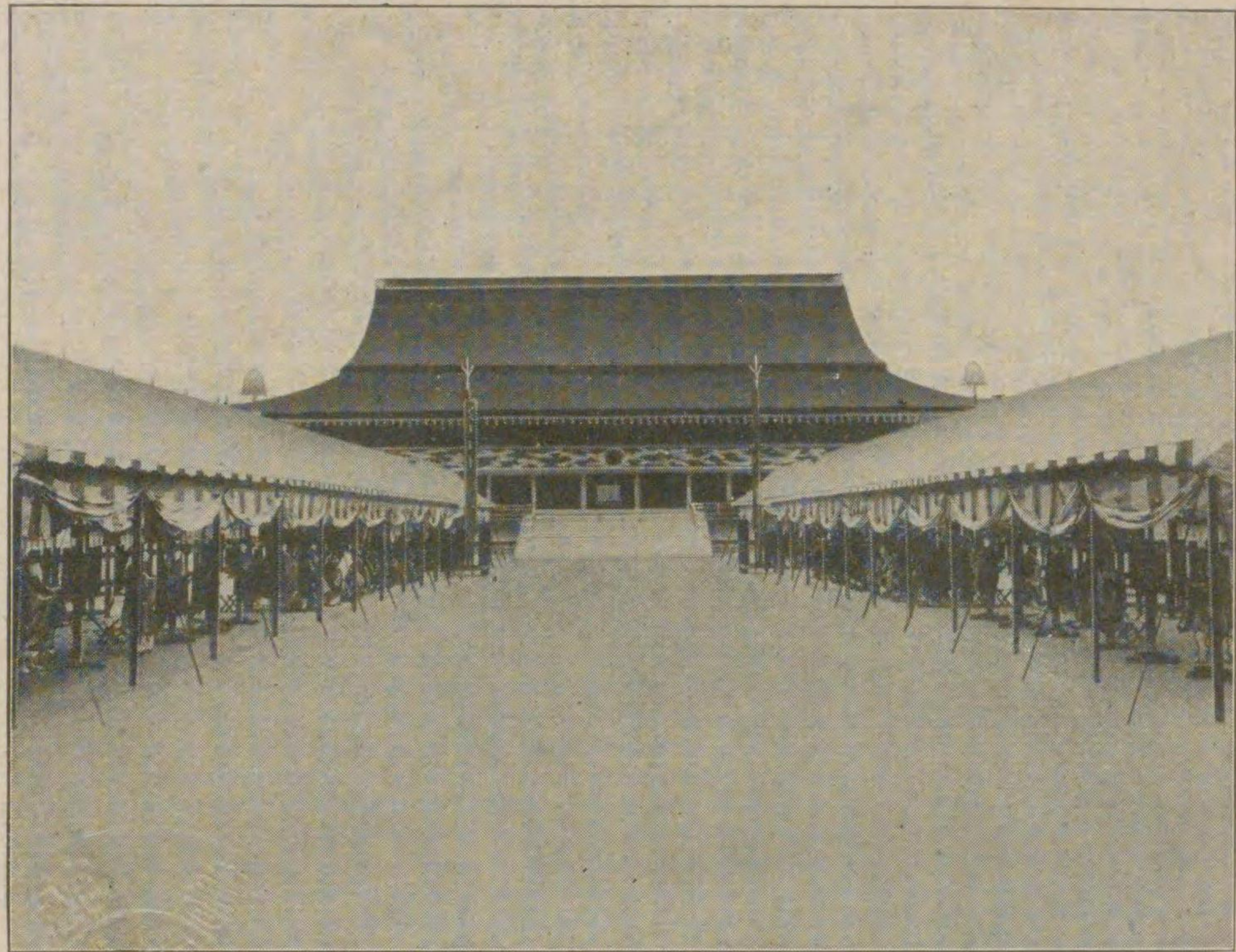
の時に大極殿の焼失したため、天皇の日常政事を見そなはず
 太政官廳を御用ゐになつてから、その後大極殿の御造營がな
 かつたから、御歴代は自然紫宸殿や太政官廳を御使用になつ
 たが、後柏原天皇以來は御歴代皆紫宸殿で御即位の禮を行は
 るる恒例となつた。登極令でも即位の禮は紫宸殿で行はせ
 らるること定められてゐる。

大極殿時代には都城の制は全く唐制に則つたから、大極殿
 の建築も今の京都平安神宮の模型で思ひ浮べらるる如く、純
 然たる支那風であつて登砌の上を靴穿で進退をし、立禮をし、
 又榻様のものに腰を掛けたりしてゐたものである。服制の
 如きも禮服・朝服・制服の三種があつて、中にも禮服は、男子は玉

冠、大袖、綬、玉佩で、天皇は袞冕、十二章、牙笏となつてをり、御衣裳
 は赤地に十二章の模様などのある美しいもので、その御袖に
 は首をまげた龍の模様があるから、世に袞龍の御衣といひ、ま
 た袞龍の袖に隠るるなどと申したのもこれがためである。
 御即位、大嘗祭共にこの禮服を御召しになつてゐたものが、嵯
 峨天皇の時に至つて神事には帛衣を召され、朝賀には袞冕十
 二章を、節會には黄櫨染衣を用ゐらるることと改まつた。そ
 の結果、御即位の如き威儀を示さるる場合は、矢張支那風の衣
 裳を御召しになるが、大嘗祭の如き日本固有の神事には帛衣、
 悠紀・主基・豊明・節會には黄櫨染衣といつて、何れも日本化され
 た東帯である。しかしてこれと思ひ合すべきは、令には御即

位^キの日に中臣^{ナカトミ}の壽詞^{ユヱゴト}を奏^{ソウ}することになつてゐたのを、貞觀^{テウカン}儀式^{シキ}から大嘗祭^{ダイジャウサイ}にばかりこれを奏^{ソウ}することに改められたことで、その精神^{セイシン}は、同じ御大禮^{ミダイレイ}の中でも、別して御即位^{ミ即位}の禮^{レイ}には唐風^{タウフウ}を採^トられ、大嘗祭^{ダイジャウサイ}には出來るだけ日本の古風^{コフウ}を存^{ゾン}せられんとしたものであらう。明治天皇^{メイジテウキウ}は御即位^{ミ即位}の禮^{レイ}にも從來^{ジユウライ}の支那風^{シナフウ}の服制^{フクセイ}を廢^{ハイ}せられてゐるが、登極^{トウキョク}令^{レイ}においても、君臣^{クニシ}共に束帶^{ソウタイ}を用^{ヨウ}ゐることに定められ、別して天皇^{テウキウ}には御束帶^{ミソウタイ}・黄櫨染^{ワウシ}の御袍^{ミホロ}を御召^{ミモ}しになることに御定めになつてゐる。

紫宸殿^{シシんでん}は承明門^{ショウメイモン}を入つて正面^{ショウメン}に當^{オウ}たる南向^{ナンキョウ}きの御殿^{ミテン}であつて、その左右^{サウヤウ}に左近^{サカネ}の櫻^{オウ}・右近^{ウチカネ}の橋^{ハシ}が相並^{アイナリ}んでゐる。御即位^{ミ即位}の當日^{タウジツ}は早朝^{サウチャウ}から本殿^{ホンテン}の南榮^{ナンエイ}に日像^{ニヒザウ}に五色^{ゴシキ}の瑞雲^{ズイウン}を繡取^{スヒト}り



紫宸殿

にした水引幕の如き帽額が懸け渡され、中央の身舎に南向きに三段になつた黒漆の縫壇を立て、その上に天皇陛下の御座の高御座が置かれる。この高御座は全體は八角造で、それに美々しく種種の裝飾が施されたものである。また高御座の東方に皇后陛下の御座の御帳臺が設けられる。これは古く貞觀儀式にも見えてはゐるけれども、御歴代大抵御幼少にて御即位あらせらるるために、皇后はましまさぬのと、皇后が後には御尊稱となつて、事實上の皇后は中宮とか女御とか申上ぐるやうになつたためとで、自然御即位には高御座のみで皇后の御座を設けることがなくなつたのである。今兩陛下御同列でこの御大禮を行はせらるる御定めとなつたのは、古制

の精神にも現代の氣風にも合つて御日出度い事の極みである。

次に紫宸殿の南庭には左近の櫻の南方に、赤地の錦に日像を繡取りにした燾旛一旒を燾竿に懸けて立てられる。この燾とは黒毛の馬尾をもつて作つたものを竿頭に附けたもので、形は赤熊に似て色が黒い。又右近の橘の南方には日像の燾旛と相對して、白地の綿に月像を繡取にした燾旛一旒を燾竿に懸けて立てられる。日像の燾旛の南方にはまた五色の瑞雲の模様のある錦に、頭八咫鳥形を繡取にした大錦旛一旒を戟竿に懸けて立てられ、月像の燾旛の南方には頭八咫鳥形の大錦旛と相對して五色の瑞雲の模様ある錦に金色の靈鷲

形の繡をした大錦旛を戟竿に懸けて立てられる。頭八咫鳥形の繡をした大錦旛の南方と靈鷲形の繡をした大錦旛の南方とに相對して青黄赤白および紫地の錦に金糸で菊花章の繡取をした中錦旛五旒づつを戟竿に懸けて立て列ねられる。左右の大錦旛の前面には赤地の錦に上方には嚴登齋瓶と魚形とを繡取にし、その下方に金泥で萬歳の二字を書いた萬歳旛一旒づつを戟竿に懸けて對ひ合せて立てられる。その小錦旛の前面には火焰臺にかけた鉦鼓各三面を左右に對ひ合せて置き、また黒漆柄の端に金鍰があつて赤色の錦に金糸で巴を繡取にした旛の懸つてある梓を左右に向ひ合せて各十竿立て列ねられる。

これ等の旛は、何れも儀容を整へるため、昔からあるにはあつたが、只昔は紫宸殿の南榮と並行して横に立て列ねられたのを、左右に立て列ねることに改められ、また昔の支那風な四神旗（青龍・朱雀・白虎・玄武）などが止められて、神武天皇御創業の際の御日出度き故事を象徴さるる頭八咫鳥形・靈鷲形・嚴笠形や皇室の御紋章の菊花章の錦旛を御採用になつた點が何れも著しい相違である。

御即位の禮の行はるる時は、先づ儀仗兵が南の建禮門の外と、東の建春門の外とに整列し、文武高等官有爵者優遇者とその夫人および外國交際官とその夫人共は東の日華門の外と南の承明門の外とに列立して待合せる。次ぎに大禮使高等

官が各門の衛門の本位や司鉦司鼓威儀等の本位について南庭の準備が整うと、鉦と鼓とを各三遍打たれるのを合圖に、大禮使高等官は門外に列立中の諸員を案内して殿上の身舎の東廂、または軒廊に進んで、それぞれ定めの本位につかせる。次ぎに式部長官式部次官が式部官を従て、殿上の南廂に参つて本位につく。次ぎに大禮使長官次官が殿上の南廂に参つて、式部長官式部次官の上につく、次に内閣總理大臣宮内大臣が同じく殿上の南廂に参つて大禮使長官の上につく。次ぎに皇族各殿下が高御座の前面の壇下の本位につかれる。この時式部官の警蹕の聲で、天皇陛下が高御座の北階から壇上に御昇りになり、次ぎに皇后陛下も御帳臺の北階から御昇り

になる。

侍從や女官が高御座および御帳臺の御帳をかかげ、兩陛下が各立御にならせらるると、諸員は最敬禮をし、それが済むと内閣總理大臣は紫宸殿の南廂から西階を下りて南庭に北向きに立つた時、有がたき勅語を賜ふのである。大正天皇の御即位の禮には、我が君臣の關係について、義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク、以テ萬邦無比の國體ヲナセリと仰せられて、臣民の同心戮力を望ませられたことは、今なほ國民の記憶に新たなところである。

この勅語を賜はると、内閣總理大臣は南階を昇り、南榮の下まで參つて壽詞を奏し、訖つて南階を下り、萬歲旛の前面で立ちとまつて萬歲を三唱し、參列の諸員一同聲を揃へてこれに和する。訖つて内閣總理大臣は西階から昇つて元の座に復し、兩陛下には入御になる。この時また鉦鼓を三度打つを合圖に、諸員も退下し、これをもつてこの莊嚴無比なる御大典は目出度終りを告げるのである。

御即位の大禮を御舉行になつた翌日、兩陛下は賢所に出御になつて御神樂を行はせられ、御拜禮を行はせられる。平らかに安らげ、御大禮を御済ませになつたについての御奉告である。

七 大嘗祭

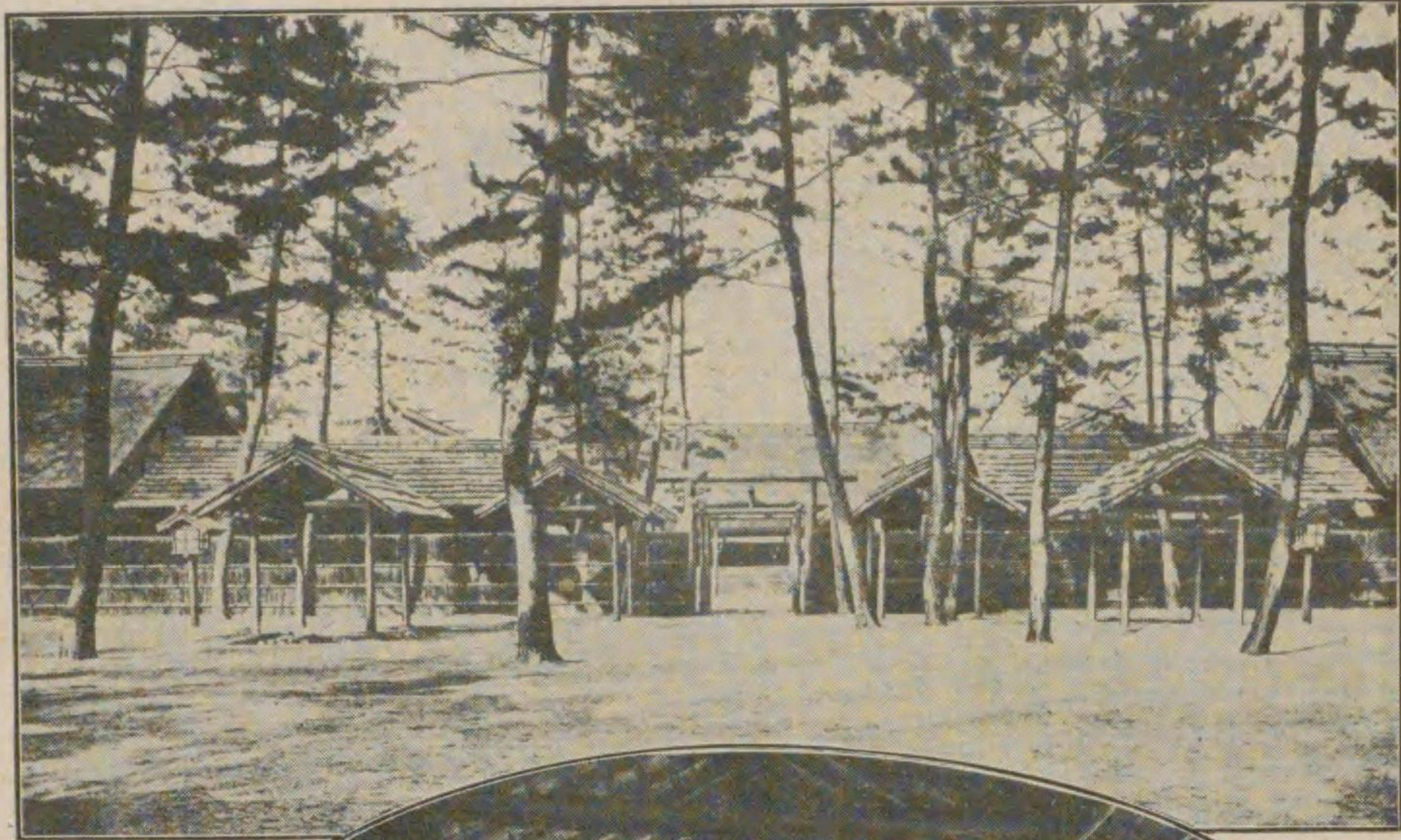
大嘗祭の行はるる前日は鎮魂の式が行はれる。これは毎年行はるる新嘗祭の前日にもある神事で、皇室祭祀令の附式に「其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ」とある。いふまでもなく古代の思想から來てゐる古式である。古代の思想では人には和魂荒魂幸魂奇魂など色色の魂があつて、それぞれに働きを異にしてをり、死後はもとより生前とても時としては體外に遊離することがある。人の病にかかるも死ぬるも皆これに基づくと思はれてゐた。それらの魂を體内に鎮めて身の安泰を祈るのが即ち鎮魂祭である。その方法は昔は御巫が神代の故事によつて宇氣槽と申す盥様のものを伏せた上に立つて笛が吹かれ琴が彈ぜられる間に、矛で一から十ま

でその槽を突くと、神祇官人が絲を葛篋に結び、女藏人が御衣の箱を開けて振動するといふ極めて神秘的な作法で、絲を結ぶのは御玉緒を結ぶ意味である。かくして玉體の御安泰を祈つた翌日、大嘗祭の御親祭が行はるのである。

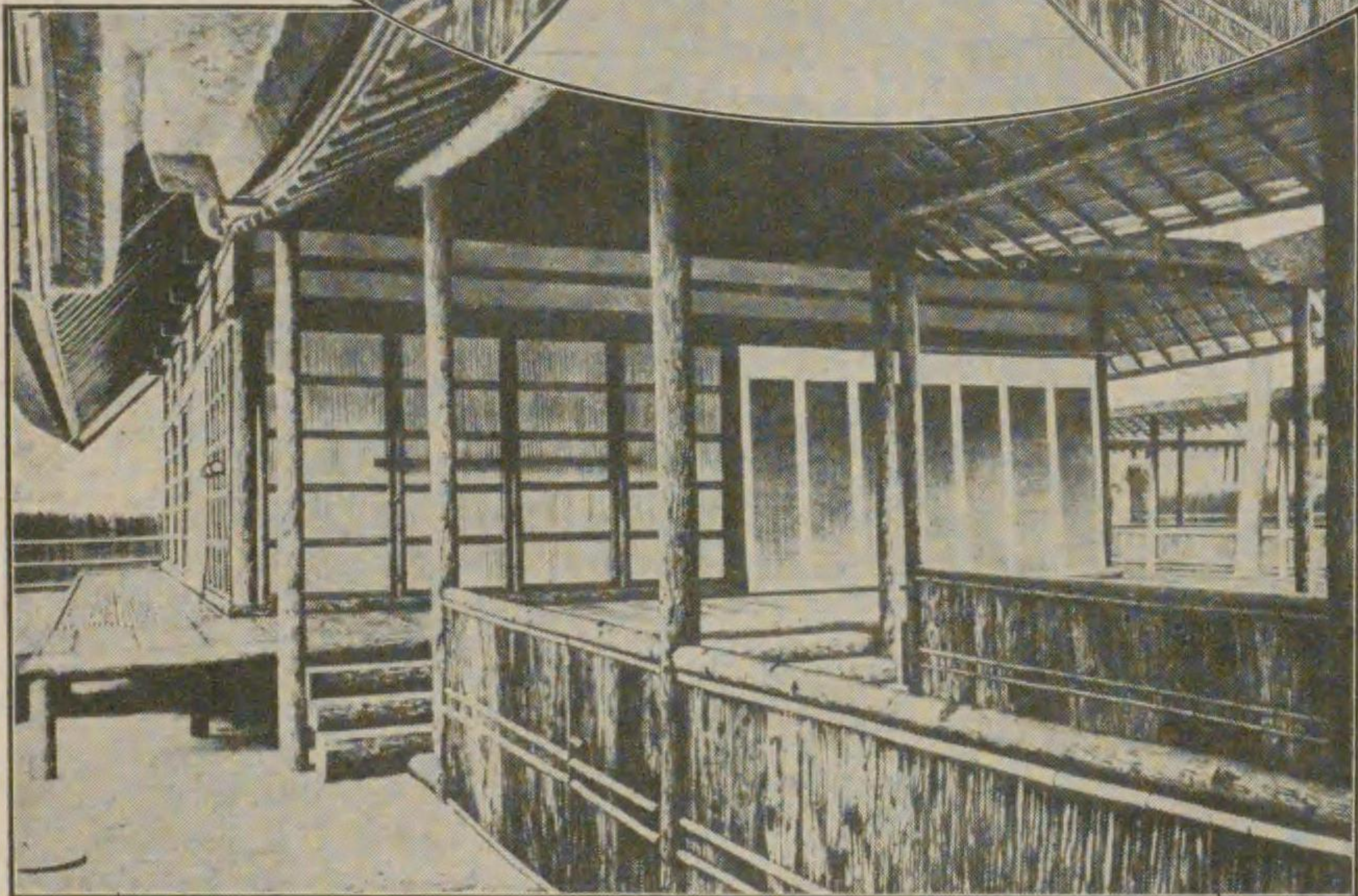
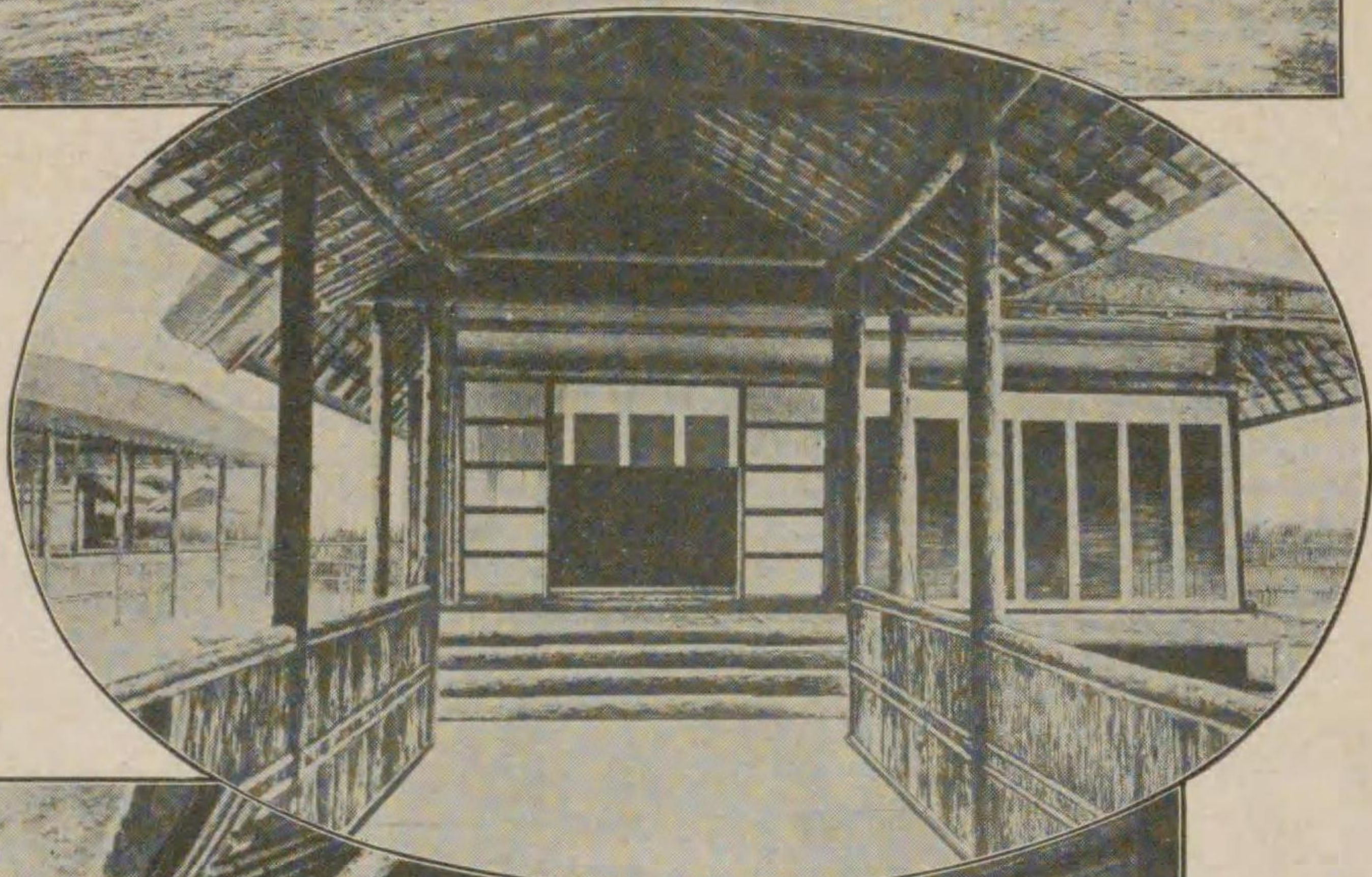
即位禮と大嘗祭との間には數日の間隔があるから、その間に神宮皇靈殿神殿および官國幣社に勅使が發遣されて御奉幣がある。これは大嘗祭においてこれらの祭神に對して御親祭が行はるるからであつて、地方長官が勅使を承る場合は大禮使長官が祭文と幣物とを拜受して各地方廳に届ける。

大嘗祭の當日は神宮および皇靈殿神殿に奉幣があり、京都皇宮の春興殿の賢所では神饌を供されるが、兩陛下は出御が

大嘗宮



悠紀殿



主基殿

大嘗祭

なく、御代拜で済ませられる。

大嘗祭については大嘗宮、廻立殿膳屋の三つの御建物が出来る。大嘗宮は大嘗祭を行はせらるる正殿であつて、悠紀殿と主基殿とから成り、大正天皇の時には京都御苑内の仙洞御所の西方に建てられた。屋根は萱葺柱や棟などは皮附の杉の木、其の上にもこれに皮附の木で棟を附け、千木、堅魚木を載せ、周囲には竹箆子の外椽を廻らし、四方の壁の代りに近江表をあて、床には阿都加草といふ青草を敷くなど、如何にも太古の様を偲ぶべき質素簡樸の御建物である。廻立殿は大嘗宮の北に建てられ、廊下を取付けて本殿から往來が出来るやうに設けられる。天皇陛下がここから悠紀殿に幸したまうて還

御の後更に主基殿に幸したまひ、またここに還御になるところから廻立殿とは申すのである。膳屋は神饌を調理するところ、これも悠紀と主基とに分かれてゐる。大嘗祭の当日には早朝から大嘗宮の裝飾があり、終つて外門が開かれる。外門は皇宮警部が警衛し、正門外には儀仗兵が整列する。大嘗宮の外門が開かれると、文武高等官有爵者優遇者とその夫人とが朝集所に参集する。外国交際官とその夫人とが大嘗祭の参列者に加へられぬことも即位の禮とは變つた點である。しかのみならず、参列者の服装について、大嘗祭においては婦人は桂袴をもつて洋装の大禮服に代へさせられる。桂袴は袴を着けて桂を打ちかけるもので、五

つ衣ギヌなどの晴ハれの装束シヤウゾクに次ツぐところの服装フクサウである。また皇族クワウを始め奉タテマツり、供奉グクの諸官シヨクワン、大禮使ダイレイシ、高等官コウトウクワンは、束帶ソクタイの上に小忌衣コミイを打ちかけ、冠カンムリに日蔭ヒカゲの蔓カヅラを着ける。小忌衣コミイは齋衣イミイともいつて、白布シラフに山藍ヤマアキの葉エを摺スりつけ、青草コウソウまたは小鳥コトリの紋モンを現アラハしたものの、日蔭ヒカゲの蔓カヅラは深山シンザンの木の梢コズエに下スがる植物シヨクブツをそのまま巻マキ纒エンに綏オイカケかけた冠カンムリの巾子コジに結ムスびつけて左右サイウに長ナガく垂タらすものと、白絲シロイトで總角結アゲマキムスビ、蛇結ムスビなどいふ結方ムスビカタを結ムスび重ねて作り、左右サイウに八筋程ヤツツ垂タらすものとあるが、登極令トウキョクレイでは、日蔭ヒカゲの蔓カヅラと日蔭ヒカゲの絲イトとに書き分けられてをつて、男子オトコは眞シンの蔓カヅラを用ヨひ、婦人メナシは絲製イトシのものを用ヨひることとなつてゐる。この小忌衣コミイと日蔭ヒカゲの蔓カヅラとは、共に神事に用ヨひられるものであるから、國家最上クニノサマの大祀ダイシたる

る大嘗祭ダイジャウサイに着用シヤウヨクすることと定められたのである。

さて皇族クワウゾク方が頓宮トニキユウへ御先着ミサキチキになると、やがて天皇テンノウ、皇后クワウゴウ兩陛下リウヘイカの着御チヤクギョとなる。次ツギぎに掌典シヤウテン長チヤウ、掌典シヤウテン次ジ長チヤウが掌典シヤウテンおよび掌典シヤウテン補ホを率ヒキゐて悠紀ユキ、主基ヌスキの兩殿リウデンに各神座カクシンザを奉安ホウアンし、繪服ニギタマヘ、絹キヌ、麤服布アラタヘヌを案ツクエの上に載ノせて神座シンザを置く。次ツギぎに各殿カクデンに齋火イミビの燈燎トウレウが點テンぜられ、庭上テイジヤウでも庭燎ニハヒが焚タかれて、夜ヨの暮クれまさるにつれて、いよいよ神々カウガウしさが加カはつて、おのづと參列者サンレツシャの心ココロを澄スまさせる。

天皇陛下テンノウヘイカには先マづ廻立殿クワイリクデンに渡御トギョになり、ここで小忌コミの御湯ミユを召メされて、御祭服ミサイフクに御召替ミメシカヘになる。その御祭服ミサイフクの御冠ミカザンは御ミ幘サクと申マして、巾子コジの上に纒エンを二つ折ニツマゼに曲カげて、白シラの平絹ヘイキヌで結ムスん

だものである。次ぎに御手水を召され、御笏を御取りになる。次ぎに皇后陛下にも同じく廻立殿に渡御になつて、御服の御召替があり、御手水を召されて御檜扇を取られる。御準備萬端整うと、膳屋では樂官が稻舂歌を謠ふ間に、掌典が掌典補を率ゐて神饌を調理する。次ぎに掌典は掌典補を率ゐて本殿の南庭の帳殿に庭積の机代物を置く。これは昔の大嘗祭にはなかつたことであるが、一般臣民よりの獻納品を神前に御供へにならうとの有難き思召より、明治天皇の御大禮から初めさせられ、登極令にも御制定になつたものである。

次ぎに掌典長が悠紀殿に進んで祝詞を奏し、それが終ると、天皇陛下には廻立殿から悠紀殿に出御になつて先づ外陣の御座に着御になり、皇后陛下には南庭に設けられた帳殿に着御になる。

ここで大禮使高等官の率ゐる樂官が、應神天皇の時、吉野の國栖の土民が酒を獻じて謠つた古例から、國栖の奏と申して朝儀にその名殘をとどめてゐる國栖の古風を奏し、悠紀の地方長官の率ゐる樂官が悠紀地方の風俗歌を奏する。奏し終つた頃に皇后陛下には御拜があつて、廻立殿へと御引返しになる。

一方膳屋で調理された神饌は次第に南庭の廻廊に行立され、終つて神樂歌が奏せられる間に、天皇陛下には内陣の御座

に進ませられて、御親ら神饌を御供へになり、終つて御拜禮があつて御告文を奏したまひ、また御親ら御直會と申して御相伴の御膳につかせられる。終つて神饌は膳屋に御取下になり、天皇陛下には廻立殿に還御になる。

廻立殿にて陛下はしばらく御休憩の上、再び小忌御湯を召されて主基殿に進御の上、御親祭あらせられ、皇后陛下にも南庭の帳殿に着御になつて御拜禮あらせられること、すべて悠紀殿の時と御同様である。何れも深更に行はるることであるから、その儀の終らせらるるのは翌曉におよぶのである。前夜より曉こめての御親祭こそは眞に畏しとも畏き事の限りである。

八 大禮後儀

これで國家の盛典大祀滞りなく済ませらるると、諸員を御召になつて大饗を賜はる。その中第一日は最も鄭重な晴れの御饗宴で、豊樂殿で行はれ、白酒・黒酒を賜はり、神武天皇御東征の古事に因だ久米舞や悠紀・主基地方の風俗歌・大歌および五節舞が奏せられる。五節とは、舞の手が遅速・本末・中聲と變るをいふ。白酒・黒酒の名は奈良朝時代から見えるが、當時の酒は皆濁酒であつて、その中のやや澄んだのを白酒といひ、濁つたのを黒酒といつたものかと思はるるが平安朝になると、黒酒には久佐木(常山)の灰を入れることとなり、それが足利時

代には烏麻粉を振ることに改まり、近世ではまた久佐木の灰を入れることになつた。この日はまた兩陛下に挿華を供し、諸員にもこれを賜はることがある。挿華とは「カザシ」と訓み、もとは冠に挿す古例で、それも古くは生花であつたらうが、後には造花となつた。冠のなき今では一つの記念物である。第一日および夜宴は、白酒、黒酒を賜ふことや、久米舞、大歌、五節舞はなく、只第二日に奏樂(洋樂)があり、夜宴には奏樂の外に萬歳樂、太平樂といふ日出度い時に奏する舞樂がある。これらの舞樂は元來隋や唐の時代の古樂で、古く我國に傳はつた雅樂である。大饗に御召の人員は御場所の都合で限りがあるから、地方地方では別に代表的な臣民を御召しになつて賜饌

の御儀がある。

天皇、皇后兩陛下には、御同列で神宮、神武天皇および前帝御四代の山陵に御親謁あらせられる。大正天皇の山陵だけは、東京還幸の上にて御親謁があらせらるると承はる。これは日出度く御大禮を御済ませになつた御奉賽の意味も含まれるのであらう。登極令によつて初めて御定めになつた新例である。かくて兩陛下が神器を奉じて東京の宮城へ還幸になり、賢所も溫明殿に還御にならせらるると、賢所の御神樂を行はせられて、兩陛下とも御拜禮があり、皇靈殿、神殿においても同様御拜がある。

九 結 語

登極令に御定めになつてゐるのは、以上でほぼ盡きてゐるが、この天皇御一代中で最も重要な御慶事に當たつて、國家の勳功のあつたものに御贈位授爵賞賜その他御表彰の御沙汰があり、種種の御撫恤の御恩典をも施さるる例となつてゐる。またその後、陸軍の大觀兵式、海軍の大觀艦式も行はせられる。これと共に國民においても朝野内外をこぞつて奉祝の誠意を表し、各種の記念事業が起される。

すでに説いた如く、この御大禮は新帝御治世の最初に當たつて國民に親ませらるるこの上もなく尊い中に、また無限の

御恩情を籠めさせらるる御大儀であつて、君民同治忠孝一全の我國體の精華がここに遺憾なく發揮さるのであるから、國民はその奉祝に當たつても、深くこの大精神に意を注いで、心から慶祝の至誠を捧ぐると共に、新帝の御治世を安泰にし、隆昌にし奉るがためには、各自その責任を自覺し、徒らに一時の御祭騒ぎに墮することなく、最も有意義なる計畫の下に、永久にこれを奉祝し記念し奉るの舉に出でねばなるまい。

皇室令第一號

登極令

第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿ニ奉告セシム

第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム

元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ

大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ

第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク
大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御束帶黃櫨染御袍、未成年ナルトキハ闕腋御袍、空頂御黑幘ヲ供ス侍從奉仕

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御服御五衣、御小袿、御長袴ヲ供ス女官奉仕

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王妃、内親王、王、王妃、女王、宮内大臣、侍從長、大禮使長官、式部長官、侍從、皇后宮大夫、大禮使次官、女官 服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單、女子ハ袿袴

次ニ大禮使高等官著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親

王王大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

(注意)天皇襪裾ニ在ルトキハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ除キ御扉ヲ開クノ前ニ「式部官前

導攝政東及親王親王妃内親王王妃女王參進本位ニ就ク」ノ項ヲ加ヘ掌典長祝詞

ヲ奏スノ次ニ「御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕」及「攝政拜禮御告文ヲ奏ス」ノ二項ヲ加フ

皇靈殿神殿二期日奉告ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝通常禮服關係諸員亦同シ式部職掌典部高等官ハ衣冠

次ニ内閣總理大臣著床

次ニ勅使衣冠單、帶劍、著床、烏皮履、笏

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ出御御引直衣

式部長官衣冠宮内大臣同上前行シ侍從同上御劍ヲ奉シ侍從長同上侍從同上侍從武官長侍從武官御後ニ候

ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ神宮參向ノ勅使ヲ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ勅語アリ勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム掌典奉仕

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵參向ノ勅使ヲ順次ニ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム掌典奉仕

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襪襪ニ在ルトキハ天皇ニ關スル儀注ヲ除キ勅使著床ノ次ニ「攝政衣參進本位

ニ就ク」及「攝政幣物ヲ檢ス掌典長侍立」ノ二項ヲ加ヘ勅語ノ項ノ「勅語アリ」ヲ「攝政勅語ヲ傳宣ス」トス

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ

但シ勅使ハ帶劍トシ式部職掌典部樂部職員ノ服裝高等官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單トス

齋田點定ノ儀

當日何時神殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ式部職掌典部樂部職員中高

次ニ御屏ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ齋田點定ノ儀アリ

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

齋田拔穂ノ儀

當日何時齋場ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官地方高等官著床

但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ

次ニ拔穂使衣冠隨員布衣ヲ從ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク

次ニ神饌幣物ヲ供ス拔穂使隨員奉仕

次ニ拔穂使祝詞ヲ奏ス

次ニ拔穂ノ儀アリ

次ニ幣物神饌ヲ撤ス拔穂使隨員奉仕

次ニ各退下

京都ニ行幸ノ儀

當日何時賢所御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服正裝關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中高等官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、衣冠單、以下天皇御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ皇后御代拜女官奉仕、桂袴、以下皇后御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御車ヲ御殿ノ南階ニ着ス

次ニ賢所御車ニ乘御掌典奉仕

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人停車場ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服正裝服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ通常服桂袴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得關係諸員亦同

シ 鹵簿ニ奉仕スル掌典長、
掌典ハ衣冠單、帶劍

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王文武高官有爵者優遇者並夫人停車場ニ參著ス

次ニ賢所御車宮城出御

天皇后宮城出御

鹵簿ハ第一公式ヲ用キ供奉諸員中ニ大禮使高等官掌典長掌典ヲ加フ

次ニ停車場ニ著御

此ノ時諸員奉迎

次ニ御發軔

此ノ時諸員奉送

次ニ京都ニ著御

此ノ時在京都親王親王妃内親王王王妃女王文武高官有爵者優遇者並夫人服裝奉送諸員ニ同シ停車場ニ奉迎ス

次ニ停車場出御

鹵簿宮城出御ノ時ノ如シ

次ニ皇宮ニ著御

賢所春興殿ニ渡御ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ賢所殿内ニ渡御學典奉仕

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜

次ニ皇后御代拜

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

即位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服白下衣袴正裝關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中高等官ハ衣冠單其ノ他ハ布衣單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典次長祝詞ヲ奏ス

次ニ勅使侍從奉仕、東帶拜禮御祭文ヲ奏ス

次ニ皇后宮使女官奉仕、五衣、唐衣、裳拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

即位禮當日賢所大前ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ簾、幌竝壁代ヲ更メ内陣ノ中央ニ天皇ノ御座帖ヲ設ケ側ニ劍篋ノ案ヲ安ク其ノ東方ニ皇

后ノ御座帖ヲ設ク

時刻建禮門及建春門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服白下衣袴正裝服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ大禮服袴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得關係諸員

亦同シ式部職掌典部樂部職員中高等官ハ東帶(纒著)、其ノ他ハ衣冠單

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王宜陽殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后宜陽殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御東帶帛御袍、未成年ナルトキハ空頂御黑幘ヲ供ス侍從奉仕

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御服白色帛御五衣、同御裳ヲ供ス女官奉仕

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、内閣總理大臣、宮内大臣、内服大臣、侍從長、大禮使長官、式部長官、侍從、皇后宮大夫、大禮使次官、式部次長、女官

裝ヲ易フ男子ハ東帶(纒著)、女子ハ五衣、唐衣、裳

次ニ儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官左右各三人南門外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶冠卷纒、纒袍(闕腋纒著)、錦袖襦、錦攝腰、單、下襲、半臂、大口、表袴、白布帶、緋腰巾、劍、平緒附ス、平胡篋、箭挿ム、弓、絲鞋

次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ司鈺司鼓ノ本位ニ就ク

但シ服裝高等官ハ束帶、冠垂纓、緋袍(縫腋)、單、下劍、平緒ヲ判任官ハ束帶、冠細纓、緋袍(縫腋)、單、白袴。白布劍、平緒ヲ附ス。絲鞋

次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物太刀八口(兩面錦囊ニ納ル)、弓八張(赤色綾囊ニ納ル)、杵八竿、楯八枚ヲ捧持シ參進
本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠垂纓、袍(縫腋)、單、下劍、平緒ヲ鞆、太刀捧持者ハ黑袍、弓及胡篋捧持者ハ緋袍、杵及楯捧持者ハ纓袍

次ニ大禮使高等官左右各十人參進威儀ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠卷纓、袍(關腋縫著)、挂甲、肩當、錦劍、平緒ヲ胡篋、箭ヲ弓、鞆前列者ハ黑袍、攝腰、單、下襲、半臂、大口、表袴、白布帶劍、附ス平胡篋、後列者ハ緋袍、壺胡篋

次ニ鈺及鼓ヲ擊ツ各三諸員列立

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌折敷高坏六基、折櫃四十合幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内閣總理大臣内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

式部次長皇后宮太夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

皇太子皇太子妃親王妃内親王妃女王南廂ニ、内閣總理大臣宮内大臣侍從長大禮使長官式部長官侍從皇后宮太夫大禮使次官式部次長女官其ノ後ニ候シ侍從武官長侍從武官便宜ノ所ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌
典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三
下

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナキトキハ
内親王又ハ親王妃奉抱シ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ御告文ハ攝政東帶
(總著)御座ノ傍ニ參進之ヲ奏ス

即位禮當日紫宸殿ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ南榮ニ日像五綵瑞雲
ヲ副フノ繡帽額ヲ懸ク母屋ノ中央南面ニ三層繼壇黒漆ヲ以テ高御座ヲ

安ク其ノ蓋上中央ノ頂ニ大鳳形金一翼、棟上ノ八角ニ小鳳形
色各一翼、搏風
ノ繪クノ上南北

二角ニ大鏡各一面、小鏡各四面、每鏡兩傍ニ金銅彫鏤ノ八花形及
唐草形ヲ立テ各自玉ヲ嵌入ス其ノ他ノ六角ニ大鏡各一面、兩傍

銅彫鏤ノ八花形及唐草形ヲ立テ各自玉ヲ嵌入ス小鏡各二面ヲ立ツ蓋下ノ中央ニ大圓鏡一面、棟下ノ八角ニ玉旛各一旒、

其ノ内面ニ御帳、深紫色小葵形
綾、裏緋色帛御帳ノ上層ニ金銅彫鏤ノ唐草形帽額及蛇舌ヲ懸ク壇上第一層及

第二層ニ赤地錦ヲ敷ク第三層ニ青地錦ヲ敷キ其ノ上ニ縹緗緣疊二枚、大和錦緣龍鬚土敷一枚、

大和軟錦毯代一枚、東京錦毯代一枚ヲ累敷シ御椅子ヲ立テ左右ニ螺鈿案各一脚ヲ安ク繼壇ノ下

南東西三面ニ兩面錦ヲ敷キ其ノ北階ノ下ヨリ後房ニ至ル間筵道ヲ敷ク

高御座ノ東方ニ皇后ノ御座ヲ設ク其ノ儀三層繼壇黒漆ヲ立テ御帳臺
藤手ニ作ルヲ安ク其ノ蓋上中

央ノ頂ニ靈鳥形金一翼ヲ立テ棟下ノ八角ニ玉旛各一旒、其ノ内面ニ御帳
淺紫色小葵形
綾、裏緋色帛ヲ懸ク其

ノ他ノ裝飾高御座ニ準ス

軒廊ノ後面ニ綵綾軟障ヲ作り前面ニ青簾ヲ懸ク

南庭櫻樹ノ南方ニ日像森旛赤地錦ニ日像ヲ一旛、橘樹ノ南方ニ月像森旛白地錦ニ月像ヲ一旛ヲ樹

ツ日像森旛ノ南ニ頭八咫烏形大錦旛五彩瑞雲ノ錦ニ頭八咫烏形ヲ繡シ戟竿ニ懸ク一旛、月像森旛ノ南ニ靈瑤形大錦旛五彩

瑞雲ノ錦ニ金色靈瑤一旛、菊花章中錦旛青地錦、黃地錦、赤地錦、白地錦、紫地錦各一旛、菊花章小錦旛同

左右各五旛、順次之ヲ立ツ大錦旛ノ前面ニ萬歲旛赤地錦、上ニ嚴盆及魚形ヲ繡シ下ニ金泥ヲ以テ萬歲ノ二字ヲ書シ戟竿ニ懸ク左右各一

旛ヲ樹テ小錦旛ノ前面ニ鉦、鼓火燭臺左右各三面、梓金鈿、黑漆柄、赤色錦旛、金繡鞞繪左右各十竿ヲ布列ス

時刻儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人日華門外竝月華門外ニ列立ス兩門外ニ列立スル者ノ區別

ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

但シ服裝賢所大前ノ儀ノ如シ關係諸員ノ服裝同儀ニ於テ各別ニ注記シタルモノ亦同シ供奉員ハ帶

次ニ大禮使高等官三十人承明門、日華門、月華門以上左右各三人長樂門、永安門以上左右各二人及左掖門、右

掖門以上左右各一人ノ外掖門壇下ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ日華門及月華門ヨリ參入シ司鉦司鼓ノ本

位ニ就ク

次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物ヲ捧持シ日華門及月華門ヨリ參入シ中錦旛ノ前面ニ參進本

位ニ就ク

次ニ大禮使高等官左右各十人日華門及月華門ヨリ參入シ南庭櫻橋ノ前面ニ參進威儀ノ本位ニ就ク

次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三諸員列立

次ニ大禮使高等官前導門外列立ノ諸員殿上ノ東西兩廂又ハ軒廊ニ參進各其ノ本位ニ就ク

次ニ式部長官式部次長殿上ノ南廂ニ參進本位ニ就ク式部官束帶之ニ從フ

次ニ大禮使長官大禮使次官殿上ノ南廂ニ參進式部長官式部次長ノ上班ニ就ク

次ニ内閣總理大臣宮内大臣殿上ノ南廂ニ參進大禮使長官大禮使次官ノ上班ニ就ク

次ニ皇太子親王王高御座前面ノ壇下ニ參進本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御服賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ、以下天皇ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ高御座北階ヨリ昇御侍從劍璽ヲ御帳中ノ案上ニ奉安シ御笏ヲ供ス

内大臣高御座ニ昇リ御帳外東北隅ニ候シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官高御座後面ノ壇下ニ侍立ス

次ニ皇后御五衣、御唐衣、御裳、以下皇后ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ御帳臺北階ヨリ昇御女官御檜扇ヲ供ス

皇太子妃親王妃内親王妃女王御帳臺前面壇下ニ參進本位ニ就キ皇后宮太夫女官御帳臺ノ後面ノ壇下ニ侍立ス

次ニ侍從二人分進高御座ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク訖テ座ニ復ス

次ニ女官二人分進御帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク訖テ座ニ復ス

次ニ天皇御笏ヲ端シ立御

次ニ皇后御檜扇ヲ執リ立御

次ニ諸員最敬禮

次ニ内閣總理大臣西階ヲ降り南庭ニ北面シテ立ツ

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣南階ヲ昇リ南榮ノ下ニ於テ壽詞ヲ奏シ南階ヲ降ル

次ニ内閣總理大臣萬歲庵ノ前面ニ參進萬歲ヲ稱フ三諸員之ニ和ス訖テ西階ヲ昇リ座ニ復ス

次ニ侍從二人分進高御座ノ東西南階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ垂ル訖テ座ニ復ス

次ニ女官二人分進御帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御張ヲ垂ル訖テ座ニ復ス

次ニ天皇皇后入御

警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉抱シ高御座帳内ニ御シ女官御帳

外壇上西北隅ニ候ス皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ天皇未成年ナルトキハ攝政東帶(總著)

御帳外壇上東北隅ニ候シ内大臣ノ上班ニ就ク又勅語ノ項ヲ「攝政御帳ノ前面ニ參

進勅語ヲ傳宣ス」トス

即位禮後一日賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王宣陽殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后宣陽殿ニ渡御

以下天皇ニ御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御檜扇ヲ供シ及供奉諸員
服裝ヲ易フルノ儀アリ總テ賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス但

シ供奉員中皇族女子ノ服裝
ハ五衣、小袿、長袴トス

次ニ大禮使高等官著床

次ニ大禮使高等官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親

王王内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

式部次長皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮御鈴内掌
典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王拜禮

次ニ御神樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

大嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中新嘗祭前一日鎮魂ノ式ノ如シ

但シ大禮使高等官著床ス其ノ服裝ハ總テ齋田點定ノ儀ニ同シ

神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀神宮神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ勅使發遣ノ式ニ準ス

但シ地方長官ニ勅使ヲ命セラレタル場合ニハ大禮使長官御祭文竝幣物ヲ奉受シ各地方廳ニ送

致ス

大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ儀

其ノ儀即位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ式ニ準ス

大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻皇宮警部御殿ノ南門ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服

白下正裝關係諸員亦同シ
式部職掌典部樂部職員中高等官ハ東帶、其ノ他ハ衣冠單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、束帶

次ニ皇后御代拜女官奉仕、唐衣、裳

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

大嘗宮ノ儀

當日早旦大嘗宮ヲ裝飾ス

其ノ儀悠紀主基兩殿ニ葦簾竝布幌ヲ懸ケ南北兩面神門外掖ニ神楯左右各一枚神戟左右各二竿ヲ樹

ツ

時刻外門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ文武高官有爵者優遇者竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ女子ハ桂袴又ハ大禮服トス

次ニ皇太子皇太子妃親王妃親王妃内親王王妃女王頃宮ニ參著ス

次ニ天皇后頃宮ニ著御

時刻儀仗兵正門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官二十人南北兩面神門左右各三人東西兩面神門左右各二人ノ外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠卷纓綬、縹袍(闕腋纓著)、單、劍、平緒ヲ平胡籥、箭ヲ挿ム弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ

日蔭蔓ヲ著ク

次ニ大禮使高等官左右各六人南面ノ神門内掖ニ參進威儀ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠卷纓綬、袍(闕腋纓著)、單、劍、平緒ヲ胡籥、箭ヲ挿ム弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓

ヲ著ク 前列者ハ黒袍、平胡篋、後列者ハ緋袍、壺胡篋

次ニ悠紀主基兩殿ノ神座ヲ奉安ス 掌典長、掌典次長、掌典及掌典補ヲ率キ之ヲ奉仕ス、束帶（纒著、勅袍、其ノ他ノ者ニ在リテハ縹袍）小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官ノ服裝亦同シ 任官及四位以上ノ者ニ在リテハ黒袍、奏任官及五位ノ者ニ在リテハ緋

次ニ繪服竝龜服 案上ニヲ各殿ノ神座ニ安ク奉仕 掌典長

次ニ各殿ニ齋火ノ燈燎ヲ點ス 掌典掌典補ヲ率キ之ヲ奉仕ス

此ノ時庭燎ヲ燒ク 火炬手服裝冠細纓綬、桃花染布衫、白布單、白袴、白布帶、葉脛巾、麻鞋、

悠紀殿供饌ノ儀

時刻天皇廻立殿ニ渡御

次ニ小忌御湯ヲ供ス 侍從奉仕

次ニ御祭服 御幘（未成年ナルトキハ之ヲ供セス）、御齋衣、御下ヲ供ス 同

次ニ御手水ヲ供ス 同上

次ニ御笏ヲ供ス 同上

此ノ間供奉諸員 皇太子、親王、王、宮内大臣、内大臣、侍從、式部官、服裝ヲ易フ 束帶（纒著）、帶劍（侍從長及御前侍從ヲ除ク）小忌衣

ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク

次ニ皇后廻立殿ニ渡御

次ニ御服 即位禮當日賢所ヲ供ス 女官大前ノ儀ニ同シヲ奉仕

次ニ御手水ヲ供ス 同上

次ニ御檜扇ヲ供ス 同上

此ノ間供奉諸員 皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、皇后、女官、服裝ヲ易フ 男子ハ束帶（纒著）、帶劍、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク 女子ハ五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲竝心葉ヲ著ク

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員南面ノ神門外ノ幄舎ニ參進本位ニ就ク

次ニ膳屋ニ稻春歌ヲ發シ 樂官奉仕 稻春ヲ行ヒ 女官（白色帛畫衣、唐衣、紅切袴、青摺褌、日蔭絲竝心葉ヲ著ク）奉仕 神饌ヲ調理ス 掌典掌典補ヲ率キ之ヲ奉仕

奉仕

次ニ本殿南庭ノ帳殿ニ庭積ノ机代物ヲ安ク 掌典掌典補ヲ率キ之ヲ奉仕ス

次ニ掌典長本殿ニ參進祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇本殿 廻立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル廻廊下ノ御ニ進御 路ニ布單ヲ鋪キ其ノ上ニ葉薦ヲ鋪クニ進御

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乗ル御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張ル侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王國務各大臣樞密院議長内大臣大禮使長官供奉ス

此ノ時掌典長本殿南階ノ下ニ候シ式部官左右各一人脂燭ヲ乗リ南階ノ下ニ立ツ

次ニ侍從劍璽ヲ奉シ南階ヲ昇リ外陣ノ幌内ニ參進劍璽ヲ案上ニ奉安シ西面ノ幌外ニ退下簀子ニ候ス

次ニ天皇外陣ノ御座ニ著御侍從長掌典長南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

此ノ時皇太子親王王國務大臣以下供奉諸員本殿南庭小忌ノ幄舍ニ著床ス

次ニ皇后本殿南庭ノ帳殿ニ進御

式部次長皇后宮大夫前行シ式部官左右各一人脂燭ヲ乗ル女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大

禮使次官供奉ス

次ニ皇后帳殿ノ御座ニ著御女官殿外ニ候ス

此ノ時皇太子妃親王妃内親王王妃女王其ノ他供奉諸員殿外小忌ノ幄舍ニ著床ス

次ニ大禮高使等官東帶(總著)、帶劍、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官ヲ率キ本殿南庭ノ本位ニ就ク

次ニ悠紀ノ地方長官服裝大禮使高等官ニ同シ樂官ヲ率キ大禮使高等官ノ東方ノ本位ニ就ク

次ニ國栖ノ古風ヲ奏ス

次ニ悠紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ皇后廻立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ本殿南庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補左右各一人脂燭ヲ秉リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老鱒鹽槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官白色帛畫衣、唐衣、紅切袴、青摺襪、日蔭絲竝心葉ヲ著ク一人御刀子筥ヲ執リ後取女官服裝同上一人御巾子筥ヲ執ル女官服裝同上一人神食薦ヲ執リ同一人御食薦ヲ執ル同一人御箸筥ヲ執リ同一人御

枚手筥ヲ執ル同一人御飯筥ヲ執リ同一人鮮物筥ヲ執ル同一人干物筥ヲ執リ同一人御菓子筥ヲ
 執ル掌典一人鮑汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル掌典補二人空盞ヲ執リ同一人御羹八足机ヲ
 昇ク同二人御酒八足机ヲ昇キ同二人御粥八足机ヲ昇キ同二人御直會八足机ヲ昇ク
 次ニ削木ヲ執レル掌典本殿南階ノ下ニ立チ警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從長掌典長外陣ノ幌内ニ參入奉侍ス

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女
官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女
官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌膳舍ニ退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ廻立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典長之ヲ供進シ供奉スヘキ諸員ハ直ニ小

忌幄舍ニ著床ス

主基殿供饌ノ儀

其ノ儀悠紀殿供饌ノ式ノ如シ

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

當日早旦豐樂殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ北廂ニ錦軟障千年松山
水ノ圖ヲ設ケ東北隅ニ悠紀地方風俗歌ノ屏風、西北隅ニ主基地

方風俗歌ノ屏風ヲ立ツ母屋ノ四面ニ壁代ヲ作り之ヲ奉ケ其ノ中央ニ天皇ノ御座、平鋪
御座東方ニ

皇后ノ御座平鋪
御座ヲ設ケ各御椅子竝御臺盤ヲ立ツ南東西三廂ノ周圍ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ奉ケ其ノ

内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ床子竝臺盤ヲ立ツ顯陽、承歡、觀德、明義各堂ノ後面ニ綵綾軟障ヲ設ケ前面ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ舉ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ床子竝臺盤ヲ立ツ南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構ヘ其ノ東南隅ニ樂官ノ幄ヲ設ク

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服白下正裝服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服袴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得關係諸員亦同シ

次ニ儀鸞、逢春、承秋、嘉樂、高陽ノ各門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官前導諸員殿上ノ廂又ハ顯陽、承歡、觀德、明義ノ各堂廂及各堂ニ參進スル者ノ區別ハ時ニ臨ミ之ヲ定ムニ參進各其ノ本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正裝出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御中禮服出御

式部次長皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御座ニ著御侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后御座ニ著御

次ニ供奉員各本位ニ就ク

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣奉對ス

次ニ外國交際官首席者奉對ス

次ニ天皇皇后ニ白酒黒酒ヲ供ス侍從竝女官奉仕

次ニ諸員ニ白酒黒酒ヲ賜フ

次ニ式部長官悠紀主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス

此ノ時兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス内舍人奉仕

次ニ天皇皇后ニ御膳竝御酒ヲ供ス侍從竝女官奉仕

次ニ諸員ニ膳竝酒ヲ賜フ

次ニ久米舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ御穀物ヲ益供ス侍從竝女官奉仕

次ニ諸員ニ穀物ヲ益賜ス

次ニ悠紀主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス

次ニ大歌及五節舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ挿華ヲ供ス侍從竝女官奉仕

次ニ諸員ニ挿華ヲ賜フ

次ニ天皇皇后入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

當日文武官有爵者優遇者竝夫人ニシテ召サレサル者ニハ各其ノ所在地ニ於テ饗饌ヲ賜フ但シ饗饌ヲ賜フヘキ者ノ範圍服裝及其ノ場所ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

(注意)天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進シ東方ニ侍立シ勅語ヲ

傳宣ス」トス

即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝大饗第一日ノ儀ニ同シ

次ニ大禮使高等官前導諸員正寢ニ參進本位ニ就ク

次ニ天皇御正裝皇后御中禮服出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇

太子妃親王親王妃内親王王妃女王大禮使長官供奉ス

次ニ天皇皇后御座ニ著御

次ニ陪宴スヘキ供奉員本位ニ就ク

次ニ賜宴

此ノ間奏樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝踐祚後朝見ノ儀ニ同シ

次ニ大禮使高等官前導諸員正寢ニ參進本位ニ就ク

次ニ天皇御正皇后御中禮服出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇

太子妃親王妃親王妃内親王王妃女王大禮使長官供奉ス

次ニ舞樂萬歲樂太平樂二曲ヲ奏ス

次ニ賜宴

此ノ間奏樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀

當日何時頓宮出御

次ニ天皇板垣御門外ニ於テ御下乘

式部長官宮内大臣前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張り御笏宮ヲ奉

ス侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内大臣大禮使長官供奉ス衣冠單、但シ侍從

武官長侍從武官ハ正裝

次ニ皇后板垣御門外ニ於テ御下乘

皇后宮大夫前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張り女官御檜扇宮ヲ奉シ御後ニ候ス皇太子妃

親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴

次ニ外玉垣御門外ニ於テ天皇皇后ニ大麻御鹽ヲ奉ル神宮禰宜奉仕

次ニ内玉垣御門内ニ於テ天皇皇后ニ御手水ヲ供ス侍從並女官奉仕

此ノ時祭主大少官司正殿ノ御扉ヲ開キ御幌ヲ牽ケ御供進ノ幣物ヲ殿内ノ案上ニ奉安シ御階ノ下ニ候ス

次ニ天皇瑞垣御門内ニ進御

掌典長衣冠前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張り御笏筥ヲ奉ス侍從

長御後ニ候ス供奉員中皇太子親王王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス

次ニ皇后瑞垣御門内ニ進御

掌典服裝掌典長ニ同シ前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張り女官御檜扇筥ヲ奉シ御後ニ候ス供奉員

中皇太子妃親王妃内親王妃女王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス

次ニ天皇正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ御階ノ下ニ候ス

次ニ皇后正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后頓宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意)天皇襪褌ニ在ルトキハ正殿御階ノ下マテ女官奉抱シ大床ノ御座ニ著御ノ時ハ皇太

后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉抱御拜禮皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ以下ノ二儀之ニ倣フ

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ親謁ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇頓宮出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后頓宮出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后頓宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

(注意)天皇皇后ノ御服及供奉員ノ服裝ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

東京ニ還幸ノ儀

其ノ儀京都ニ行幸ノ式ニ準ス

賢所温明殿ニ還御ノ儀

其ノ儀春興殿ニ渡御ノ式ノ如シ

東京還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中賢所御神樂ノ式ノ如シ

但シ皇太子皇太子妃ニ關スル儀注ヲ除キ式部職掌典樂部職部員ノ服裝大禮使高等官ノ著床及天皇皇后ノ供奉員ハ即位禮後一日賢所御神樂ノ式ニ依ル

還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ御屏ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親

王王内大臣大禮使長官供奉ス衣冠單、但シ侍從武官長、侍從武官ハ正裝

次ニ皇后御服賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス男子ハ衣冠單、女子ハ

冠單、女袴

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

Table of Contents (Table of Contents) with multiple entries, likely listing chapters or sections of the book. The text is faint and partially illegible due to fading.

昭和三年八月十七日印刷
昭和三年八月二十日發行

大禮眼目

定價金九拾錢

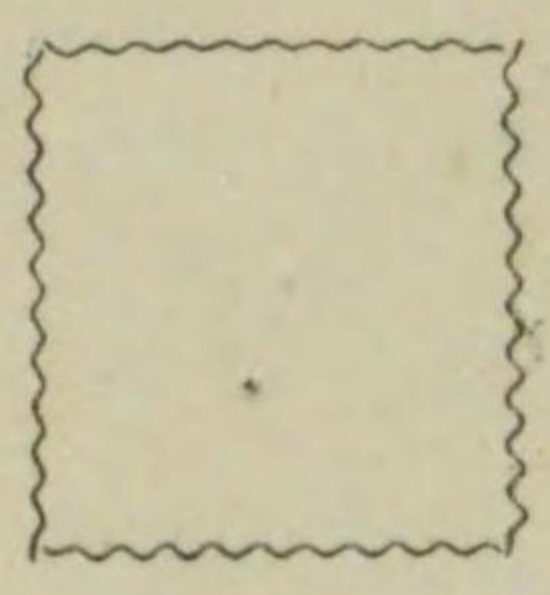
著作者 三浦周行

發行者 株式會社 東京開成館
東京市小石川區小日向水道町八十四番地

代表者 松本繁吉

東京市小石川區西江戶川町二十一番地

印刷者 佐々木俊一



發行所 株式會社 東京開成館
東京市小石川區小日向水道町八十四番地
〔振替貯金口座〕東京第五三二二番

東京開成館

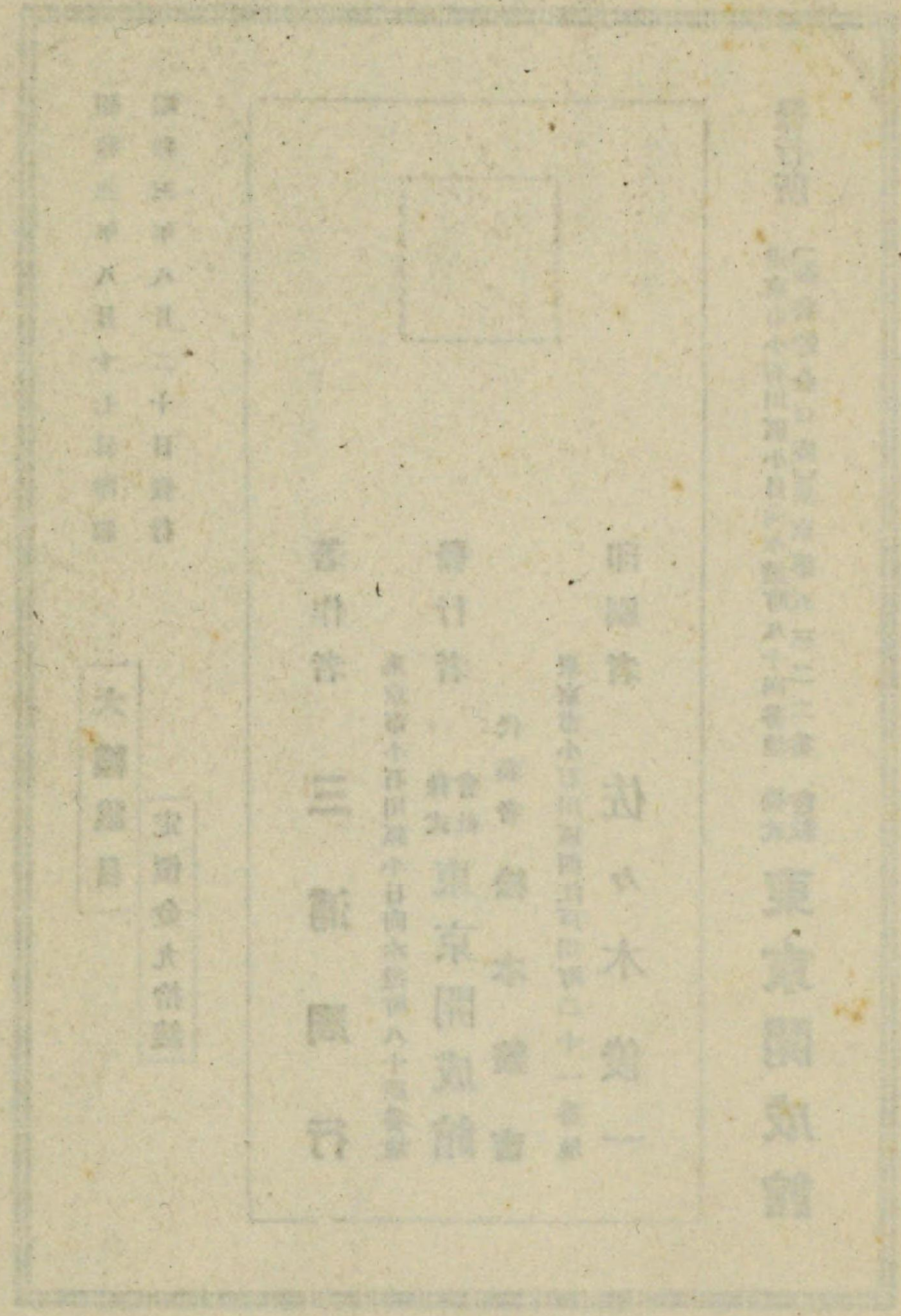
明澤 海 八 木 第一

發行所 東京開成館

發行所 三 版 行

明治二十八年八月二十日發行

大正九年八月二十日發行



549
455

